資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>8</td><td>6　指定公共機関等
<table><tr><td>郵　便　事　業　株　式　会　社
郵　便　局　株　式　会　社</td><td>（略）
⑵　被災者に対する郵便はがきの無償交付</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>6　指定公共機関等
<table><tr><td>日　本　郵　便　株　式　会　社</td><td>（略）
⑵　被災者に対する郵便はがき等の無償交付</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>会社統合に伴う修正

郵便書簡も含むため</td></tr>
<tr><td>26</td><td><table><tr><td rowspan="2">発生日
年　月　日</td><td rowspan="2">災害種別</td><td rowspan="2">最低海面気圧
（起時）</td><td rowspan="2">風向
最大瞬間風速
（起時）</td><td colspan="3">降水量（mm）</td><td colspan="9">被　害　状　況</td><td rowspan="2">備　考</td></tr><tr><td colspan="2">最大雨量</td><td rowspan="2">死者</td><td rowspan="2">負傷者</td><td rowspan="2">全壊流出</td><td rowspan="2">半壊</td><td rowspan="2">一部破損</td><td rowspan="2">床上浸水</td><td rowspan="2">床下浸水</td><td rowspan="2">堤防破損</td><td rowspan="2">橋りょう破損</td></tr><tr><td>24H</td><td>1H</td></tr><tr><td colspan="16">（略）</td></tr><tr><td colspan="16">（追加）</td></tr></table></td><td><table><tr><td rowspan="2">発生日
年　月　日</td><td rowspan="2">災害種別</td><td rowspan="2">最低海面気圧
（起時）</td><td rowspan="2">風向
最大瞬間風速
（起時）</td><td colspan="3">降水量（mm）</td><td colspan="9">被　害　状　況</td><td rowspan="2">備　考</td></tr><tr><td colspan="2">最大雨量</td><td rowspan="2">死者</td><td rowspan="2">負傷者</td><td rowspan="2">全壊流出</td><td rowspan="2">半壊</td><td rowspan="2">一部破損</td><td rowspan="2">床上浸水</td><td rowspan="2">床下浸水</td><td rowspan="2">堤防破損</td><td rowspan="2">橋りょう破損</td></tr><tr><td>24H</td><td>1H</td></tr><tr><td colspan="16">（略）</td></tr><tr><td>28</td><td>9/28</td><td>大雨</td><td></td><td></td><td>127.5
伏見</td><td>127.5.
伏見</td><td>47.5
神川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>25</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td>平成 28 年 9 月 28 日の大雨による被害を追加</td></tr>
<tr><td>31</td><td>■　計画の目的
台風や集中豪雨等の水害から市民の生命や財産を守るため，気象情報等の連絡体制や観測体制，水防体制を整備し，迅速な対応が可能な体制づくりが必要である。また，河川排水路の改修，保水，遊水機能の向上，下水道施設の整備などによる総合的な治水対策や道路，橋りょう，農林施設等の維持補修（追加）による，災害に強い市街地の形成が必要である。
さらに，地下街や地下階，人が生活等を行う地下室の所有者，管理者等は，水防法に基づく洪水予報河川の浸水想定区域を基に，浸水防止措置や早期避難体制の整備を進めることが必要であるとともに，高齢者，障害者，乳幼児等の要配慮者利用施設や大規模工場等においても，洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保や浸水の防止を図るための措置を講じるように努める必要がある。</td><td>■　計画の目的
台風や集中豪雨等の水害から市民の生命や財産を守るため，気象情報等の連絡体制や観測体制，水防体制を整備し，迅速な対応が可能な体制づくりが必要である。また，河川排水路の改修，保水，遊水機能の向上，下水道施設の整備などによる総合的な治水対策や道路，橋りょう，農林施設等の維持補修，水防資器材の整備による，災害に強い市街地の形成が必要である。
（削除）</td><td>第 2 章第 6 節「避難応急体制等の整備」の目的に移動</td></tr>
<tr><td>31</td><td>3　雨量観測体制の整備
⑶　近畿地方整備局との連携
（略）
※　雨量観測所の整備・設備改善（消防局ほか）
⑷　解析雨量データの活用
局地的大雨や集中豪雨等に対処ができるよう，国土交通省が運用し</td><td>3　雨量観測体制の整備
⑶　近畿地方整備局との連携
（略）
※　雨量観測所の整備・設備改善（行財政局ほか）
⑷　レーダ観測雨量データの活用
局地的大雨等に対処ができるよう，ＸＲＡＩＮ（国土交通省によ</td><td>所管局の修正</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	ている解析雨量データ（ＸＲＡＩＮ）による雨量情報を京都市防災危機管理情報館で公開し，降雨の状況を把握するよう努める。	るレーダ観測雨量の配信ネットワーク）による雨量情報の受信体制を整備し，市内全域の降雨の状況を把握するよう努める。	字句修正
32	４　水害発生予想箇所等の調査 消防局長（追加）は，水防応急対策の効果的な実施と水害予防対策に役立てるため，所轄消防署に対し，出水期その他の適当な時期に期間等を指定し，管内河川の堤防等で水害発生危険の高い箇所や浸水による被害拡大のおそれのある地域について，事前調査等を計画的に実施する。	４　水害発生予想箇所等の調査 消防局長及び消防署長は，事前に指定する水災が発生するおそれがある場所について，気象警報等が発表されたときは，水災の防止，人命危険の排除のため，警戒調査を実施する。	実施内容変更に伴う修正
33	１　災害に強い下水道の整備 ⑴　管路施設の構造強化対策 イ　下水道システム全体として災害に対して（略）	１　災害に強い下水道の整備 ⑴　管路施設の構造強化対策 イ　下水道システム全体を災害に対して（略）	字句修正
34	１ 道路の整備 ⑴　災害時に道路機能を確保するため，震災対策計画との整合を図りながら道路隣接のり面の危険箇所等を調査し，崩土，落石等の危険箇所については，法面保護等の防災工事を推進する。 （略）	１ 道路の整備 ⑴　災害時に道路機能を確保するため，道路に面した斜面の危険箇所等を調査し，地形や地質，危険度を記載した防災カルテに基づき，斜面の変状を継続的に観察し，崩土，落石等の危険がある箇所については，法面保護等の防災工事を計画的に推進していく。 （略）	字句修正
34	３　トンネルの整備 震災対策計画との整合を図りながら，災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため，トンネルの安全点検調査を実施し，危険箇所を把握して，防災補修工事が必要なところについては，その対策工事を施工する。 （追加）	３ トンネルの整備 震災対策計画との整合を図りながら，災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため，トンネルの定期点検を実施し，危険箇所を把握して，修繕工事が必要なところについては，その対策工事を施工する。 また，非常用設備等を備えるトンネルについては，毎年保守点検を実施し，適切な更新等を行う。	字句修正
34	４　道路情報提供装置の整備 異常気象時や災害時の道路情報を通行者に知らせるため，電光式道路情報提供装置を整備する。 （略） ※　道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（平成 24 年度：一般国道 162 号ほか 20 路線） （略）	４　道路情報提供装置の整備 異常気象時や災害時の道路情報を通行者に知らせるため，電光式道路情報提供装置の整備及び保守点検を実施する。 （略） ※　道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○ 災害防除事業（平成 27 年度：一般国道 162 号ほか 6 路線） （略）	字句修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
39	（土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域，特別警戒区域） （平成２７年１０月１日現在） （追加）	（削除） ※　資料２－１－３－６　土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域，特別警戒区域	資料編へ掲載するため

区域の所在地		土砂災害警戒区域				内　特別警戒区域				指定年月日
		上石流	急傾斜	土石等	計	上石流	急傾斜	土石等	計	
北　区	衣笠地区	28	16	0	44	15	16	0	31	平成24年10月26日
左京区	久多地区	11	15	0	26	11	15	0	26	平成20年6月30日
	静原地区	8	6	0	14	7	6	0	13	平成21年8月27日
	花背地区	42	58	0	100	36	58	0	94	平成26年8月24日
	広河原地区	10	32	0	42	9	32	0	41	平成26年8月24日
	岩倉北地区	7	17	0	24	4	17	0	21	平成27年7月3日
東山区	六原地区	0	1	0	1	0	1	0	1	平成27年6月19日
	今熊野地区	2	15	0	17	1	15	0	16	平成27年6月19日
山科区	隨ヶ岡地区	13	18	0	31	4	18	0	22	平成23年8月15日
	鏡山地区	0	1	0	1	0	1	0	1	平成23年8月15日
	安朱地区	7	9	0	16	3	9	0	12	平成24年6月18日
	百々地区	6	15	0	21	5	14	0	19	平成27年8月10日
	音羽地区	3	9	0	12	3	9	0	12	平成27年8月31日
	小野地区	7	7	0	14	5	7	0	12	平成27年8月31日
	大宅地区	3	4	0	7	3	4	0	7	平成27年8月31日
	大塚地区	5	8	0	13	5	7	0	12	平成27年8月31日
右京区	嵐峡水尾地区	2	1	0	3	1	1	0	2	平成20年8月25日
	京北周山地区	94	135	0	229	52	134	0	186	平成24年12月21日
	京北弓削地区	76	82	0	158	51	81	0	132	平成25年8月26日
	京北宇津地区	35	43	0	78	25	43	0	68	平成25年8月26日
	京北瀬野地区	54	64	0	118	37	64	0	101	平成25年7月5日
	京北上弓地区	68	86	0	153	55	84	0	139	平成25年7月5日
	京北黒田地区	22	55	0	77	21	55	0	76	平成26年7月18日
	嵐峡幡原地区	3	8	0	11	3	8	0	11	平成27年8月31日
	嵐峡越畑地区	6	2	0	8	5	2	0	7	平成27年8月31日
	嵐峡野地区	0	3	0	3	0	3	0	3	平成27年7月31日
西京区	松尾地区	5	8	0	13	0	8	0	8	平成23年8月15日
	松尾地区	2	9	0	11	2	7	0	9	平成23年8月26日
	樫原地区	2	8	0	10	1	7	0	8	平成23年8月26日
	大原野地区	12	32	1	45	8	30	0	38	平成27年8月31日
	大枝地区	4	6	0	10	2	6	0	8	平成27年8月31日
伏見区	日野地区	8	6	0	14	5	5	0	10	平成25年12月24日
	北醍醐地区	1	4	0	5	0	4	0	4	平成25年12月24日
	醍醐地区	23	21	0	44	12	20	0	32	平成25年12月24日
	小栗栖宮山地区	9	21	0	30	4	14	0	18	平成27年8月31日
	醍醐地区	2	4	0	6	2	3	0	5	平成27年8月31日
	醍醐西地区	0	7	0	7	0	6	0	6	平成27年8月31日
	藤城地区	1	9	0	10	1	8	0	9	平成27年6月19日
計（３７地区）		579	844	1	1,424	398	822	0	1,220	

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>41</td><td>２－２　災害危険箇所の把握とパトロールの実施
３　宅地危険箇所の防災パトロール　　（平成 27 年 7 月 1 日現在）
<table><tr><th colspan="4">危険宅地の現状
（がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）</th></tr><tr><th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr><tr><td>北　区</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>左京区</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>東山区</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>山科区</td><td>0</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>右京区</td><td>6</td><td>4</td><td>10</td></tr><tr><td>西京区</td><td>0</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>9</td><td>42</td><td>51</td></tr></table></td><td>２－２　災害危険箇所の把握とパトロールの実施
３　宅地危険箇所の防災パトロール　　（平成 28 年 7 月 1 日現在）
<table><tr><th colspan="4">危険宅地の現状
（がけ崩れ，擁壁等の亀裂等）</th></tr><tr><th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th></tr><tr><td>北　区</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>左京区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>東山区</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>右京区</td><td>4</td><td>4</td><td>8</td></tr><tr><td>西京区</td><td>1</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>8</td><td>33</td><td>41</td></tr></table></td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>42</td><td>４　宅地の安全性の確保
（略）
⑺　被災宅地危険度判定制度の整備・運営
（略）
（追加）</td><td>４　宅地の安全性の確保
（略）
⑺　被災宅地危険度判定制度の整備・運営
（略）
⑻　土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業
土砂災害特別警戒区域内で建築物を新築する場合は，建築基準法に基づき，土砂災害に耐えうる構造とすることが義務付けられている。しかし，土砂災害特別警戒区域に指定される以前から存在する既存建築物については，この基準の適用を受けないことから，土砂災害に対する建築物の安全対策工事を建築物の所有者等が自ら行う場合に，その費用の一部を補助する制度を設け，既存建築物の安全対策を図る。
※　資料２－１－３－８　土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業の概要</td><td>土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助事業創設に伴い規定</td></tr>
<tr><td>44</td><td>２　市街地の不燃化促進
⑶　伝統的建造物群保存地区の防災対策
イ　伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等
（略）耐震性貯水槽その他の防災活動上必要な設備，経路や場所等を整備し，自動火災報知設備などの設置を推進する。（略）</td><td>２　市街地の不燃化促進
⑶　伝統的建造物群保存地区の防災対策
イ　伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等
（略）耐震性貯水槽その他の防災活動上必要な設備，経路や場所等を整備し，住宅用防災機器などの設置を推進する。（略）</td><td>字句修正</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>46</td><td>３　広報活動
（略）
（防火運動）<table><tr><th>名　　称</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>春の火災予防運動</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>山林防火運動</td><td>４月20日～４月26日</td><td></td></tr><tr><td>危険物安全週間</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>年末防火運動</td><td>12月15日～12月31日</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table></td><td>３　広報活動
（略）
（防火運動）<table><tr><th>名　　称</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>春の火災予防運動</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td></td></tr><tr><td>危険物安全週間</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>年末防火運動</td><td>12月20日～12月31日</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table></td><td>火災予防運動の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td>47</td><td>３－３　警戒広報
⑵　火災注意報
（略）
ウ　京都地方気象台長が（略）</td><td>３－３　警戒広報
⑵　火災注意報
（略）
ウ　京都地方気象台（削除）が（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>48</td><td>１　消防活動体制の強化
⑴　消防活動体制の充実
小規模災害から大規模災害までの消防活動を円滑に行うため，消防局・消防署に「警防本部」を（略）</td><td>１　消防活動体制の強化
⑴　消防活動体制の充実
小規模災害から大規模災害までの消防活動を円滑に行うため，消防本部・消防署に「警防本部」を（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>48</td><td>２　消防力の強化
⑴　消防庁舎等の整備
地域事情の変化による行政需要の増大に対応するため，災害発生時に，消火活動や救助活動などの防災対策活動の拠点となる消防署所を整備するとともに，大規模災害時における消防職員の迅速な召集体制を確保するため，消防職員待機宿舎の整備を図る。</td><td>２　消防力の強化
⑴　消防庁舎等の整備
地域事情の変化による行政需要の増大に対応するため，災害発生時に，消火活動や救助活動などの防災対策活動の拠点となる消防署所を整備する（削除）</td><td>消防職員待機宿舎の新たな整備事業がないため</td></tr>
<tr><td>49</td><td>２　消防力の強化
⑷　救急体制の整備（消防局）
（略）
（略）
※　救急高度化事業（消防局）　（平成２７年７月１日現在）
○　救急救命士の配置　２８９名
（略）</td><td>２　消防力の強化
⑷　救急体制の整備（消防局）
（略）
（略）
※　救急高度化事業（消防局）　（平成２８年７月１日現在）
○　救急救命士の配置　３０４名
（略）</td><td>時点修正</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>49</td><td>３　消防水利の確保
⑶　消防水利の整備
（略）
（消防水利の状況）　（平成 27 年 7 月 1 日現在）
<table>
<tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>（略）</td><td>計</td></tr>
<tr><td>箇所数</td><td>23,842</td><td>2,743</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>308</td><td>1,392</td><td>（略）</td><td>28,518</td></tr>
</table>
（略）
※　耐震型防火水槽等の整備（消防局）
震災消防水利整備計画に基づき整備（平成 27 年 7 月 1 日現在）
○　耐震型防火水槽（100 ㎥）：71 基
（略）</td><td>３　消防水利の確保
⑶　消防水利の整備
（略）
（消防水利の状況）　（平成 28 年 7 月 1 日現在）
<table>
<tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>（略）</td><td>計</td></tr>
<tr><td>箇所数</td><td>23,911</td><td>2,744</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>307</td><td>1,390</td><td>（略）</td><td>28,585</td></tr>
</table>
（略）
※　耐震型防火水槽等の整備（消防局）
震災消防水利整備計画に基づき整備（平成 28 年 7 月 1 日現在）
○　耐震型防火水槽（100 ㎥）：73 基
（略）</td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>56</td><td>１　取水・導水・浄水・送水施設等
⑵　巡視点検等の強化
イ　そ水路において，（略）</td><td>１　取水・導水・浄水・送水施設等
⑵　巡視点検等の強化
イ　疏水路において，（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>56</td><td>４　災害時の活動体制の強化
⑵　図面管理
（略）
⑶　遠隔監視制御施設計画の実施による災害時の監視体制の強化
有線による遠隔監視制御設備の通信路線の二重化を図る。
⑷　情報管理による災害時の支援システムの構築
（略）
※　上水道施設整備事業計画（平成25年～29年）（上下水道局）
（略）
○　危機管理対策としての新山科浄水場導水施設の二系統化
（略）</td><td>４　災害時の活動体制の強化
⑵　図面管理
（略）
（削除）
⑶　情報管理による災害時の支援システムの構築
（略）
※　上水道施設整備事業計画（平成25年～29年）（上下水道局）
（略）
○　耐震性を有する新たな新山科浄水場導水トンネルの建設
（略）</td><td>予定がないため削除
番号繰上げ</td></tr>
<tr><td>61</td><td>（追加）</td><td>■　計画の目的
水害・土砂災害から市民の生命や身体を守るためには，避難場所となる指定緊急避難場所の指定，避難準備情報・勧告・指示の適切な発令と確実な伝達が必要となるとともに，自主防災組織等との連携により，市民の避難体制の確立を図る必要がある。</td><td>第 2 章第 6 節「避難応急体制等の整備」に計画の目的を</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
		さらに，地下街や地下階，人が生活等を行う地下室の所有者，管理者等は，水防法に基づく洪水予報河川の浸水想定区域を基に，浸水防止措置や早期避難体制の整備を進めることが必要であるとともに，高齢者，障害者，乳幼児等の要配慮者利用施設や大規模工場等においても，洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保や浸水の防止を図るための措置を講じるように努める必要がある。	設け，第２章第１節「水害予防」の計画の目的から一部を移動
	６－１　避難応急体制等の整備 （略）	６－１　避難応急体制等の整備 （略）	
61	■　基本方針 （略） 災害により避難を要する事態が発生した場合に，京都市は，迅速な避難準備・勧告・指示の発令，伝達を行い，的確な避難誘導・避難行動を行うため，防災関係機関や自主防災組織等と連携し，訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図っていく。	■　基本方針 （略） 災害により避難を要する事態が発生した場合に備え，京都市は避難準備情報・勧告・指示を適切に発令するための具体的な判断基準や市民への伝達方法を定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成するとともに，防災関係機関や自主防災組織等と連携し，訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図っていく。	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正
61	１　避難誘導体制の整備 （略） ⑵　避難準備・勧告・指示の発令体制の整備（行財政局（追加），区役所，消防局等） 行財政局（追加），区役所，消防局等は，降雨等による災害の発生又は災害発生のおそれが認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し，避難準備・勧告・指示の発令計画を基に，時期を逸しない避難準備・勧告・指示の（追加）ための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。 ⑶　避難準備・勧告・指示の発令伝達体制の整備（行財政局（追加），総合企画局，区役所） 行財政局，総合企画局は，避難準備・勧告・指示が発令された場合を想定し，放送機関，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，多様な手段で迅速に情報伝達を実施する体制を整備する。	１　避難誘導体制の整備 （略） ⑵　避難準備情報・勧告・指示の発令体制の整備（行財政局防災危機管理室，区役所，消防局等） 行財政局防災危機管理室，区役所，消防局等は，水害・土砂災害の発生又は（削除）発生のおそれが認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し，避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づく，時期を逸しない避難準備情報・勧告・指示の発令を行うための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。 ⑶　避難準備情報・勧告・指示の発令伝達体制の整備（行財政局防災危機管理室，（削除）区役所） 行財政局防災危機管理室，（削除）は，避難準備情報・勧告・指示を確実に伝達するため，放送機関，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，多様な手段で迅速に情報伝達を実施する体制を	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	また，区役所は，消防署，警察署，自主防災組織，自治会，社会福祉協議会等と連携して，現地における避難準備・勧告・指示の伝達体制，特に，高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。 （略） ⇒　第３章　6.1　避難の準備・勧告・指示を発令する ⇒　第３章　6.2　避難の準備・勧告・指示を伝達する	整備する。 また，区役所は，消防署，警察署，自主防災組織，自治会，社会福祉協議会等と連携して，現地における避難準備情報・勧告・指示の伝達体制，特に，高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。 （略） ⇒　第３章　6.1　避難準備情報・勧告・指示を発令する ⇒　第３章　6.2　避難準備情報・勧告・指示を伝達する	
61	２　避難システムの整備 ⑴　避難体制の周知 ア　避難行動に関する資料等の作成，配付（略） ⑵　自主防災組織等による避難体制の整備及び避難行動の周知 自主防災組織や自治会，町内会等は，水害，土砂災害等の災害で避難を要する事態が起こることを想定して，近隣の人々が組織的に避難する体制を整備するとともに，（略）	２　避難システムの整備 ⑴　避難体制の周知 ア　避難行動に関する資料等の作成，配布（略） ⑵　自主防災組織等による避難体制の整備及び避難行動の周知 自主防災組織や自治会，町内会等は，水害，土砂災害等の災害で避難を要する事態が起こることを想定して，自主的な判断に基づく住民の避難を支援する体制を整備するとともに，（略）	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正
63	２　浸水想定区域内における円滑な避難の確保及び浸水の防止のための措置について 地下街，ビルの地下，地下駐車場，地下鉄，地下通路などで結ばれた地下空間は，短時間の集中豪雨等でも浸水する可能性があるため，利用者を円滑かつ迅速に地上に避難するための体制整備や（略）	２　浸水想定区域内における円滑な避難の確保及び浸水の防止のための措置について 地下街，ビルの地下，地下駐車場，地下鉄，地下通路などで結ばれた地下空間は，短時間の局地的大雨等でも浸水する可能性があるため，利用者を円滑かつ迅速に地上に避難させるための体制整備や（略）	気象庁の定義による修正 字句修正
65	６－３　土砂災害時の避難 （略） ２　土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設 （略） （追加）	６－３　土砂災害時の避難 （略） ２　土砂災害警戒区域等に存する要配慮者利用施設 （略） ３　避難行動（避難経路） 避難による二次災害の発生を防ぐため，土砂災害ハザードマップ及び「防災行動マニュアル」を活用し，効率的かつ適切な避難行動の周知に努める。	項目を追加
85	3.2　被害情報を収集する （略）	3.2　被害情報を収集する （略）	文化市民部が主担当で

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>（被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害））
<table><tr><th>情報の区分</th><th>情報の内容</th><th>担当部（主）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>文化財関係被害</td><td>（略）</td><td>文化市民部，消防部</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（被害状況の区分・収集（取りまとめ）（部門別の被害））
<table><tr><th>情報の区分</th><th>情報の内容</th><th>担当部（主）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>文化財関係被害</td><td>（略）</td><td>文化市民部（削除）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>あるため</td></tr>
<tr><td>87</td><td>3.5.6　通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局）
本部事務局は，有線電話途絶時や停電発生時には，西日本電信電話㈱，関西電力㈱等に対し，通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。
（追加）</td><td>3.5.6　通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局）
本部事務局は，有線電話途絶時や停電発生時には，西日本電信電話㈱，関西電力㈱等に対し，通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。
また，近畿総合通信局から移動電源車の貸与を受けるなどにより機能回復を図る。</td><td>近畿総合通信局における移動電源車の貸与体制等による</td></tr>
<tr><td>90</td><td>4.1　総合的な広報体制を整える
4.1.1　広報体制を整える（本部事務局，総合企画部（追加））
本部事務局，総合企画部は，一般広報（緊急広報以外の災害情報，生活関連情報，救援措置情報(以下「災害情報等」という)）や緊急広報（大火災発生等による避難勧告，指示等市民の安全にかかわる情報）を実施する体制を整える。
（追加）
（主な広報事項）
（略）
（略）
4.1.2　被災地の状況を記録する（総合企画部（追加））
総合企画部（追加）は，被災地の状況をビデオや写真等に収め，災害記録を作成して，復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。
4.1.3　本部事務局に情報を報告する（各部，区本部）</td><td>4.1　総合的な広報体制を整える
4.1.1　広報体制を整える（本部事務局，総合企画部広報・記録班）
本部事務局は緊急広報（市民の生命，安全に関わる緊急情報）を実施する体制を整える。総合企画部広報・記録班は，一般広報（緊急広報以外の災害情報，生活関連情報，救援措置情報等）を実施する体制を整える。
（緊急広報）
ア　避難準備情報，避難勧告，避難指示
イ　その他市民の生命，安全に関わる緊急情報
（一般広報）
（略）
（略）
4.1.2　被災地の状況を記録し，災害記録を作成する（総合企画部広報・記録班）
総合企画部広報・記録班は，被災地の状況をビデオや写真等に収めるとともに，本部事務局に報告された情報等と合わせて災害記録を作成して，復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。
4.1.3　本部事務局に情報を報告する（各部，区本部）</td><td>広報における役割分担を明確化
緊急広報，一般広報を具体的に明示
本部事務局に報告される情報も災害記録作成に必要なた</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	各部等は，定期的に本部事務局に対して災害情報等を報告する。 （略） 4.1.5　広報用資料を作成する（本部事務局，総合企画部（追加）） （略） 4.1.6　閲覧用資料を作成する（本部事務局，総合企画部（追加）） （略） 4.1.7　各部等に情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，各部，区本部に対し，（追加）災害情報等資料の提供を行う。	各部等は，定期的に本部事務局に対して，災害情報，生活関連情報，救援措置情報等(以下「災害情報等」という。)を報告する。 （略） 4.1.5　各部等に災害情報等資料を提供する（本部事務局） 本部事務局は，各部，区本部に対し，本部事務局が整理した災害情報等資料の提供を行う。 4.1.6　広報用資料を作成する（(削除) 総合企画部広報・記録班） （略） 4.1.7　閲覧用資料を作成する（(削除) 総合企画部広報・記録班） （略）	め 字句修正 字句修正 表記の統一 表記の統一
90	4.2 一般広報を行う ⑴　本部の一般広報 （略） 4.2.2　（追加）報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部（追加）） 総合企画部（追加）は，報道機関に対して，災害情報等の提供を行う。また本部等の活動状況について，定期的に報道機関に発表する。さらに（追加）報道機関に対し，市民への必要な情報提供の協力を求める。 （略） 4.2.3　放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部（追加）） （略） ※　資料３－４－１－１　災害時の放送に関する協定書・細目 4.2.4　インターネットを利用して情報を提供する（本部事務局，総合企画部（追加）） 本部事務局，総合企画部（追加）は，京都市のホームページ（京都市情報館，京都市防災危機管理情報館等）に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，気象情報，災害情報，避難所に関する情報，道路・交通の状況等の情報を迅速に提供する。	4.2 一般広報を行う ⑴　本部における一般広報 （略） 4.2.2　本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は，本部事務局へ参集し，本部事務局から提供された災害情報等に基づき定期的に報道機関に発表するとともに，本部事務局との連絡を密接に行い，報道機関からの問合せに対応する。さらに，報道機関に対し，市民への（削除）情報提供に関する協力を求める。 （略） 4.2.3　放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部広報・記録班） （略） （削除） 4.2.4　インターネットを利用して情報を提供する（(削除) 総合企画部広報・記録班） （削除）総合企画部広報・記録班は，京都市のホームページ（京都市情報館（削除））に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，迅速に一般広報を実施する。	 字句修正 本部事務局設置場所において報道対応するため 協定の内容が緊急広報に該当するため 表記の統一 一般広報は総合企画部が担当するため

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
92	4.4　緊急広報を行う ⑴　本部等による緊急広報 4.4.1　緊急速報メール（追加）により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生して避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール（追加）により，（略） 4.4.5　（略） （略） （追加） ⑵　現地の緊急広報 4.4.6　（略） ⑶　事業所等の緊急広報 4.4.7　（略）	4.4　緊急広報を行う ⑴　本部における緊急広報 4.4.1　緊急速報メール，Ｌアラート等により情報を提供する（本部事務局） 本部事務局は，災害が発生して避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は，緊急速報メール，Ｌアラート（災害情報共有システム）等により，（略） 4.4.5　（略） （略） 4.4.6　インターネットを利用して緊急広報を行う（本部事務局） 本部事務局は，京都市防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）に加え，電気通信事業者，ポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て，インターネットを利用した多様な手段で，緊急広報を実施する。 ⑵　現地の緊急広報 4.4.7　（略） ⑶　事業所等の緊急広報 4.4.8　（略）	字句修正 Ｌアラートによる緊急広報を追加 緊急広報は本部事務局が担当するため 項目番号繰下げ
93	4.5　緊急問合せに対応する 4.5.1 問合せ専用班を組織する（文化市民部（追加）） 文化市民部は，行財政部と連携して，災害直後に多発すると予想される市民からの直接電話による安否確認や救援対策の確認等の問合せや相談に対し，「問合せ専用班」（仮称。以下同じ。）を組織して対応する。 4.5.2 専用電話回線を確保する（行財政部（追加）） 行財政部（追加）は，市民からの緊急問合せ専用電話回線を確保する。 4.5.3 専用室を確保する（行財政部（追加）） 行財政部（追加）は，問合せ専用班の室を確保する。 4.5.4 問合せへの対応内容を本部等へ確認する（文化市民部（追加））	4.5　緊急問合せに対応する 4.5.1 問合せ対応班を組織する（文化市民部問合せ対応班） 文化市民部は，行財政部と連携して，災害直後に多発すると予想される市民からの直接電話による安否確認や救援対策の確認等の問合せや相談に対し，「問合せ対応班」を組織して対応する。 4.5.2 専用電話回線を確保する（行財政部庁舎管理・輸送班） 行財政部庁舎管理・輸送班は，市民からの緊急問合せ専用電話回線を確保する。 4.5.3 専用室を確保する（行財政部庁舎管理・輸送班） 行財政部庁舎管理・輸送班は，文化市民部問合せ対応班の室を確保する。 4.5.4 問合せへの対応内容を本部等へ確認する（文化市民部問合せ対応班）	班の名称を修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	「問合せ専用班」は，問合せへの対応方法の内容を本部等へ確認する。 4.5.5 コールセンターにおいて緊急問合せに対応する（総合企画部（追加）） 総合企画部（追加）は，コールセンターを活用し，災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。 4.5.6 統一的な回答文書を作成する（文化市民部（追加）） 「問合せ専用班」は，本部等への確認の結果から統一的な回答文書を作成する。 4.5.7　問合せに対応する（文化市民部（追加），総合企画部（追加）） 「問合せ専用班」は，統一的な回答文書を掲示又は班員へ配布して，その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに，総合企画部（追加）にも統一的な回答文書を配布する。総合企画部（追加）は，統一的な回答文書をコールセンターへ配布し，その後の同様の問合せに対して，コールセンターを活用し，対応の迅速化を図る。 4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部（追加），総合企画部（追加）） 「問合せ専用班」，コールセンターは，暦日単位で内容，件数を記録，集約する。 4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部（追加）） 「問合せ専用班」は，同種多数の問合せ内容がある場合は，必要に応じて総合企画部に広報印刷物等への掲載を依頼する。 ⇒　4.3　広報印刷物等を発行する 4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部（追加）） 「問合せ専用班」，コールセンターは，広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は，掲載内容に関する情報を総合企画部へ提供する。	文化市民部問合せ対応班は，問合せへの対応方法の内容を本部等へ確認する。 4.5.5 コールセンターにおいて緊急問合せに対応する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は，コールセンターを活用し，災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。 4.5.6 統一的な回答文書を作成する（文化市民部問合せ対応班） 文化市民部問合せ対応班は，本部事務局への確認の結果から統一的な回答文書を作成する。 4.5.7 問合せに対応する（文化市民部問合せ対応班，総合企画部広報・記録班） 文化市民部問合せ対応班は，統一的な回答文書を掲示又は班員へ配布して，その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに，総合企画部広報・記録班にも統一的な回答文書を配布する。総合企画部広報・記録班は，統一的な回答文書をコールセンターへ配布し，その後の同様の問合せに対して，コールセンターを活用し，対応の迅速化を図る。 4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部問合せ対応班，総合企画部広報・記録班） 文化市民部問合せ対応班，コールセンターは，暦日単位で内容，件数を記録，集約する。 4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部問合せ対応班） 文化市民部問合せ対応班は，同種多数の問合せ内容がある場合は，必要に応じて総合企画部に広報印刷物等への掲載を依頼する。 ⇒　4.3　広報印刷物等を発行する 4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部問合せ対応班） 文化市民部問合せ対応班，コールセンターは，広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は，掲載内容に関する情報を総合企画部へ提供する。	
94	4.8.2 （追加）関係機関の相談窓口の設置状況を調査する（総合企画部（追加））	4.8.2　国や京都府等関係機関の相談窓口の設置状況を調査する（総合企画部庶務班）	字句修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	総合企画部（追加）は，（追加）関係機関が実施する相談窓口の設置状況等を調査する。	総合企画部庶務班は，国や京都府等関係機関が実施する相談窓口の設置状況等を調査する。	
96	5.1.2　他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は，各部等の長から応援要請があり，応援要請の基準に該当すると認められるときは，災害対策基本法などの関係法令，（追加）相互応援協定等により，（略）	5.1.2　他の公共団体等へ応援を要請する（本部長） 本部長は，各部等の長から応援要請があり，応援要請の基準に該当すると認められるときは，災害対策基本法などの関係法令，「関西広域応援・受援実施要綱」，「指定都市市長会行動計画」，相互応援協定等により，（略）	応援要請の根拠を追加
99	5.4　自衛隊の派遣部隊を受け入れる ⑴　連絡調整 （略）　　（災害派遣を命じられた部隊等の権限） （略） オ　避難等の処置（警察官職務執行法第４条） （略）	5.4　自衛隊の派遣部隊を受け入れる ⑴　連絡調整 （略）　　（災害派遣を命じられた部隊等の権限） （略） オ　避難等の措置（警察官職務執行法第４条） （略）	法令用語による
99	5.5.2　撤収の協議を行う（本部長） 本部長は，京都府，府警察本部，各機関，自衛隊派遣部隊との協議を行う。	5.5.2　撤収の協議を行う（本部長） 本部長は，京都府，京都府警察本部，各機関，自衛隊派遣部隊との協議を行う。	字句修正
102	■　基本方針 災害発生時の避難行動は，原則として住民が自主的に災害の状況に応じて自主防災組織又は町内ごとに組織的に行う。 （略） 避難の勧告，指示の伝達や避難誘導は，迅速かつ的確に行わなければならず，京都市，防災関係機関，自主防災組織，自治会等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は，高齢者，障害のある方などの安全避難に留意する。	■　基本方針 災害発生時の避難行動は，原則として気象情報，避難準備情報・勧告・指示の発令情報，災害の状況等に応じて，個々の自主的な判断に基づき，住民自らが行う。 （略） 避難準備情報・勧告・指示の伝達や避難誘導は，迅速かつ的確に行わなければならず，京都市，防災関係機関，自主防災組織，自治会等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は，高齢者，障害のある方などの安全避難に留意する。	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正
104	6.1　避難の準備・勧告・指示を発令する 6.1.1　避難準備・勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） 京都市は，本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本	6.1　避難準備情報・勧告・指示を発令する 6.1.1　避難準備情報・勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者） 京都市は，本部長（市長），その補助執行機関としての区本部	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	部長，消防部長，消防署長（追加）（以下「本部長等」という。）が，災害の状況により，次のとおり避難の準備，勧告，指示又は警戒区域を設定する。 （追加） ア　本部長（追加）は，火災等の災害が拡大し，又は拡大のおそれがある場合で，広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合，避難の準備，勧告，指示を行う。 イ　区本部長は，管轄区域内において火災等の災害が拡大し，又は拡大のおそれが急迫し，緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合，消防署長，警察署長と協議して避難の準備，勧告，指示を行う。 ウ　消防署長，警察官は，災害応急活動中において前号の状況が急迫し，本部長又は区本部長が行う勧告，指示を待ついとまがないときは，避難の勧告，指示を行う。ただし，警察官は避難の指示のみを行う。 エ　避難勧告等は，次の状況を基準として実施する。また，状況が切迫し急を要するときは，避難を指示し，状況に応じて警戒区域を設定する。 ⇒　6.3　警戒区域を設定する	長，消防部長若しくは消防署長又は警察官（以下「本部長等」という。）が，災害の状況により，次のとおり避難準備情報・勧告・指示を発令する。 ア　本部長等は水害（洪水予報河川又は水位周知河川の氾濫）及び土砂災害について，「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の基準に基づき避難準備情報・勧告・指示を発令する。 イ　本部長等は，火災等の災害が拡大し，又は拡大のおそれがある場合で，広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合，避難準備情報・勧告・指示を発令する。 ウ　区本部長は，管轄区域内において火災等の災害が拡大し，又は拡大のおそれが急迫し，緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合，消防署長，警察署長と協議して避難準備情報・勧告・指示を発令する。 エ　消防署長，警察官は，災害応急活動中において前号の状況が急迫し，本部長又は区本部長が発令する避難勧告・指示を待ついとまがないときは，避難勧告・指示を発令する。ただし，警察官は避難指示のみを発令する。 （削除）	〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正
104	（避難の準備・勧告・指示等の基準） 1　避難準備情報 災害により人的被害の発生のおそれがあり，要配慮者等，特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始する必要がある場合に提供する情報 ⑴　河川が氾濫注意水位(警戒水位)を突破し，かつ洪水のおそれのあるとき。 ⑵　土砂災害警戒情報が発表され，かつ土砂災害のおそれのあると	水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の発令の判断基準等 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） 1　避難準備情報 ⑴　発令時の状況 災害により人的被害が発生するおそれがあり，避難行動の準備を行う必要がある状況，また，避難行動要支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	き。	大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され， ○　水位観測所の水位が「避難準備情報発令水位（避難判断水位）」に達したとき（又は水位観測所の水位が「避難準備情報発令水位（避難判断水位）」に達し，かつその 20 分後の参考水位観測所の水位が上昇していたとき） ○　「氾濫警戒情報」が発表されたとき イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され， ○　京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル１」となったとき	
	2　避難勧告 災害により人的被害の発生のおそれがあり，災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に，市民に対し避難のための立ち退きを勧め，又は促すもの ⑴　避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。 ⑵　河川が避難判断水位（特別警戒水位）を突破し，洪水のおそれのあるとき。 ⑶　火災の拡大により，住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ⑷　土砂災害警戒情報が発表され，土砂災害のおそれがあり，又は発生し，付近住民に生命の危険が認められるとき。 ⑸　有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し，又はおそれがあり，住民に生命の危険が認められるとき。 ⑹　その他諸般の状況から，避難の必要があると認められるとき。	2　避難勧告 ⑴　発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が高まり，避難行動を開始する必要がある状況 ⑵　発令の判断基準 ア　水害 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され， ○　水位観測所の水位が「避難勧告発令水位（氾濫危険水位）」に達したとき（又は水位観測所の水位が「避難勧告発令水位（氾濫危険水位）」に達し，かつその 20 分後の参考水位観測所の水位が上昇していたとき） ○　「氾濫危険情報」が発表されたとき イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され， ○　京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル２」となったとき	
	3　避難指示 災害により被害の危険が目前に切迫している場合に，「避難勧告」より強く市民に対し避難のための立ち退きを勧め，又は促すもの	3　避難指示 ⑴　発令時の状況 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか又は人的被害が発生し，立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況	

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	4　警戒区域 災害が発生した場所，又は発生危険が切迫し，市民の生命や身体への危険を防止するため，災害応急対策従事者以外の者の立入り制限，禁止，退去の命令を行う場合に設定する区域 （追加）	⑵　発令の判断基準 ア　水害 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され， ○　水位観測所の水位が「避難指示発令水位」に達したとき（又は水位観測所の水位が「避難指示発令水位」に達し，かつその 20 分後の参考水位観測所の水位が上昇していたとき） ○　「氾濫発生情報」が発表されたとき ○　破堤につながる大量の漏水，越水，亀裂，侵食，洗掘が発見されたとき イ　土砂災害 土砂災害警戒情報が発表され， ○　京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度が「レベル３」となったとき （削除） 火災等の災害を対象とした避難準備情報・勧告・指示の発令の判断基準 ○　避難の必要が予想される各種気象情報が発表されたとき ○　火災の拡大により，住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ○　有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し，又はそのおそれがあり，住民に生命の危険が認められるとき	
104	6.1.2　区本部長に避難準備，勧告，指示発令（追加）を報告する（消防部（追加），警察機関） 消防部（追加），警察機関が避難準備，勧告，指示，命令等を発令した場合（追加）は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に連絡する。 6.1.3　本部長に避難準備，勧告，指示発令を報告する（区本部長） ア　区本部長は，管轄区域内において避難準備，勧告，指示を発令	6.1.2　区本部長に避難勧告・指示の発令等を報告する（消防部（区災害対策本部班），警察機関） 消防部（区災害対策本部班）（削除）が避難勧告・指示を発令した場合又は警察官が避難指示を発令した場合若しくは警察官職務執行法第４条第１項に基づき，災害により危害を受けるおそれがある者を避難させた場合は，消防署長，警察署長は直ちに区本部長に連絡する。 6.1.3　本部長に避難準備情報・勧告・指示の発令を報告する（区本部長） ア　区本部長は，管轄区域内において避難準備情報・勧告・指示を	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	した場合は，直ちに本部長に報告する。 イ　区本部長は，消防署長，警察署長から避難勧告，指示，命令等を発令した旨の報告を受けた場合は，直ちに本部長に連絡する。 6.1.4　府知事に避難準備，勧告，指示発令を報告する（本部長） 本部長は，避難準備，勧告，指示を発令した場合や，区本部長から（追加）避難準備，勧告，指示，命令等を発令した（追加）旨の報告を受けた場合は，直ちに京都府知事に報告する。 （参考）避難準備・勧告・指示の解除（本部長） 本部長は，避難の勧告，指示をした後，避難の必要がなくなったと認めるときは，速やかに関係機関と協議のうえ，その旨を公示するとともに，府知事に報告する。 なお，その方法は，「6.2　避難の準備・勧告・指示を伝達する」に準じる。 ⇒　6.2　避難の準備・勧告・指示を伝達する （追加） （追加） （追加）	発令した場合は，直ちに本部長に報告する。 イ　区本部長は，消防署長，警察署長から避難勧告・指示の発令等を行った旨の報告を受けた場合は，直ちに本部長に連絡する。 6.1.4　府知事に避難準備情報・勧告・指示の発令を報告する（本部長） 本部長は，避難準備情報・勧告・指示を発令した場合や，区本部長から区本部長が避難準備情報・勧告・指示を発令し，又は消防署長，警察官が避難勧告・指示の発令等を行った旨の報告を受けた場合は，直ちに京都府知事に報告する。 6.1.5　避難準備情報・勧告・指示を解除する（本部長） 本部長は，避難準備情報・勧告・指示を発令した後，避難の必要がなくなったと認めるときは，速やかに避難準備情報・勧告・指示を解除するとともに，府知事に報告する。 ア　水害（洪水予報河川又は水位周知河川の氾濫）及び土砂災害を対象として発令した避難準備情報・勧告・指示は，「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の基準に基づき，解除を判断する。 イ　火災等の災害を対象として発令した避難準備情報・勧告・指示は，災害による被害の発生状況等を考慮し，解除を判断する。 水害・土砂災害を対象とした避難勧告等の解除の判断基準 （京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕） １　水害 「大雨警報（浸水害）」の解除など降雨のおそれがなくなり，かつ水位観測所の水位が「避難準備情報発令水位（避難判断水位）」を下回ったとき （※　ただし，堤防決壊による浸水が発生した場合については，この基準によらず，河川からの氾濫のおそれがなくなった時点を基本として，解除を行う。） ２　土砂災害 「土砂災害警戒情報」が解除され，かつ京都府土砂災害警戒情報システムの「危険度レベル」の表示がなくなったとき	

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
105	6.2　避難の準備・勧告・指示を伝達する 本部長等が避難の準備，勧告，指示を行う場合は，あらかじめ定められた系統により，関係住民等に伝達する。 6.2.1　放送機関に対して，避難準備・勧告・指示を行った旨を通知する（本部事務局） 本部事務局は，ＮＨＫ，ＫＢＳ，ＦＭ京都，みやびじょん（ＣＡＴＶ），ＦＭ伏見，ＦＭＣＯ・ＣＯ・ＬＯ，ラジオカフェの放送局に対して，準備，勧告，指示を行った旨を通知する。 6.2.2　放送について協力を依頼する（本部事務局） 本部事務局は，放送局に対して関係住民に伝達すべき事項を明示し，「災害時の放送に関する協定書」に基づき，緊急放送を依頼する。 ※　資料３－４－１－１　災害時の放送に関する協定書・細目 ⇒　4.4　緊急広報を行う （避難の準備，勧告，指示を行う場合の伝達内容） ア　準備，勧告又は指示者 イ　準備，勧告又は指示の理由（危険性を含む） ウ　避難を要する地域 エ　避難場所の指定 オ　避難経路（必要ある場合） カ　注意事項（火災・盗難の予防，携行品，服装等） 6.2.3　ホームページ，多メディア一斉送信システム，緊急速報メール，京都府のメール配信システムを活用し，情報を発信する（本部事務局，総合企画部） 本部事務局，総合企画部は，避難の準備，勧告，指示を行ったときは，京都市のホームページ等やポータルサイト・サーバ事業者，ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービスを利用した多様な手段を通じて，その旨を周知するとともに，本部事務局は，多メディア一斉送信システム，緊急速報メール，京都府防災・防犯情報メール配信システムを活用し，情報を発信する。	6.2　避難準備情報・勧告・指示を伝達する 本部長等が避難準備情報・勧告・指示を発令する場合は，多様な手段により，関係住民等に伝達する。 6.2.1　多様な手段により伝達する（本部事務局） 本部事務局は，緊急速報メール（エリアメール），インターネット，Ｌアラート（災害情報共有システム），多メディア一斉送信システム等の多様な手段により，避難準備情報・勧告・指示の発令対象となる地域の住民，自主防災組織，緊急速報メールを受信できる機能のある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対して，避難準備情報・勧告・指示の発令を伝達する。 6.2.2　報道機関の協力を得て伝達する（本部事務局） 本部事務局は，「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関に対して，協定に基づき，発令した避難準備情報・勧告・指示の伝達への協力を依頼する（依頼を受けた報道機関は，自主的な判断により，避難準備情報・勧告・指示の伝達に協力する）。 ※　資料３－４－１－１　災害時の放送に関する協定書・細目 （削除） （削除） 6.2.3　広報車等を用いた巡回により伝達する（区本部，消防部支援班（消防署），警察署） 区本部，消防部支援班（消防署），警察署の広報車等により，関係地区を巡回して避難準備情報・勧告・指示の発令を伝達する。 ⇒　4.4　緊急広報を行う。	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	6.2.4　関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，避難の準備，勧告，指示を伝達する（区本部，消防部） 　区本部，消防部（追加）は，関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，電話等により避難の準備，勧告，指示を伝達する。	6.2.4　電話等により伝達する。（区本部，消防部調査班（消防署）） 　区本部，消防部調査班（消防署）は，関係地区の自主防災組織，自治会等の住民組織に対して，電話等により避難準備情報・勧告・指示を伝達する。	
	6.2.5　あらかじめ定められた系統により，住民等に伝達する（自主防災組織等） 　自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，避難の準備，勧告，指示の内容を住民等に伝達する。	6.2.5　あらかじめ定められた系統により，住民等に伝達する（自主防災組織等） 　自主防災組織，自治会等は，防災行動マニュアル等にあらかじめ定められた系統により，避難準備情報・勧告・指示の内容を住民等に伝達する。	
	6.2.6　広報車等で関係地区を巡回して伝達する（区本部，消防部，警察署） 　区本部，消防署，警察署の広報車等により，関係地区を巡回して伝達する。 　⇒　4.4　緊急広報を行う	（削除）	
	6.2.7　関係地区を巡回し，携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う（区本部，消防部（追加），警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） （略）	6.2.6　関係地区を巡回し，携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う（区本部，消防部支援班（消防署）） （略）	
	6.2.8　各家庭を戸別に訪問し，伝達の周知を図る（区本部，消防部（追加），警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） （略）	6.2.7　各家庭を戸別に訪問し，伝達の周知を図る（区本部，消防部（支援班（消防署）），警察官，消防団員，自主防災組織，自治会等） （略）	
	6.2.9　要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織，自治会等） （略）	6.2.8　要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織，自治会等） （略）	
	6.2.10 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設に伝達する（本部長等） （略）	6.2.9　浸水想定区域内にある地下街等の地下施設，要配慮者利用施設に伝達する（本部長等） （略）	
	6.2.11 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設に伝達する（区本部長等） （略）	6.2.10 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設に伝達する（区本部長等） （略）	
	6.2.12 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域のある自主防災組織に伝達する（区本部長等） （略）	6.2.11 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域のある自主防災組織に伝達する（区本部長等） （略）	

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
106	（避難の準備，勧告，指示の伝達系統） 本部長による避難の勧告，指示伝達系統図 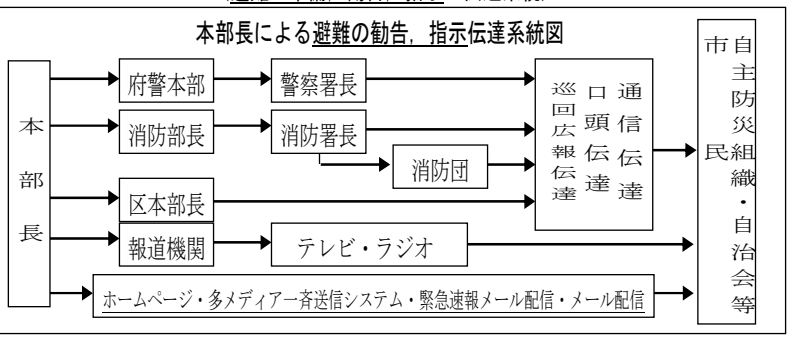 区本部長による避難の勧告，指示伝達系統図 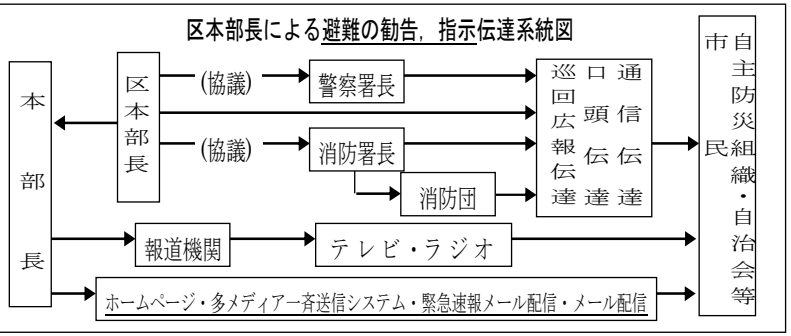 消防署長，警察署長による避難の勧告，指示伝達系統図 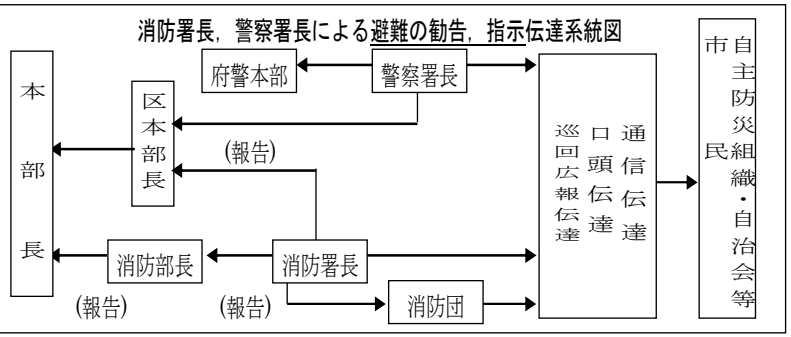 	（避難準備情報・勧告・指示等の伝達系統） 本部長による避難準備情報・勧告・指示の伝達系統図 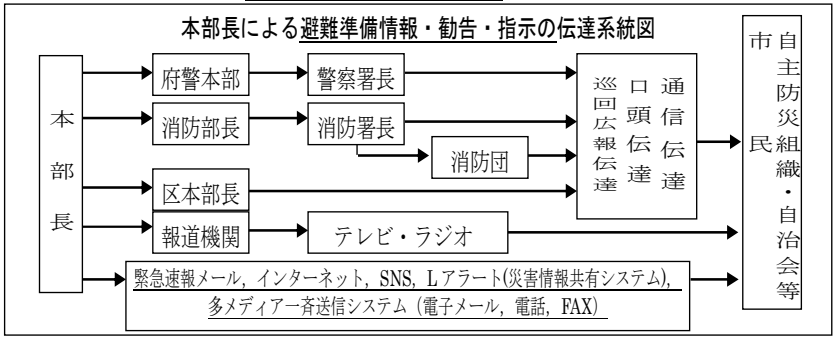 区本部長による避難準備情報・勧告・指示の伝達系統図 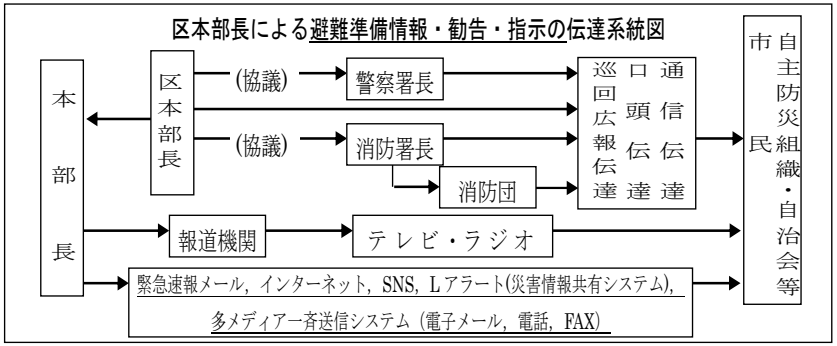 消防署長，警察署長による避難勧告・指示等の伝達系統図 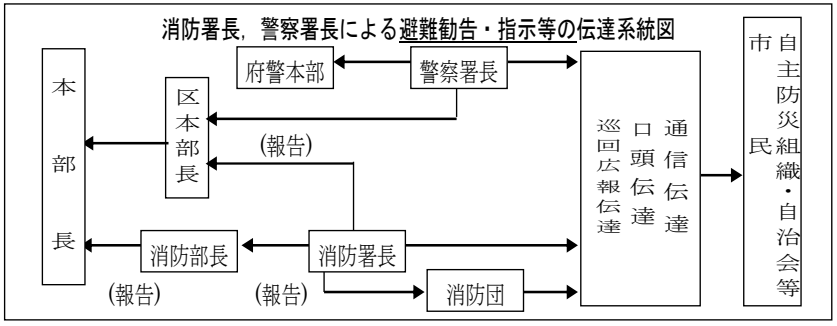 	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
107	（水害から身を守る行動） 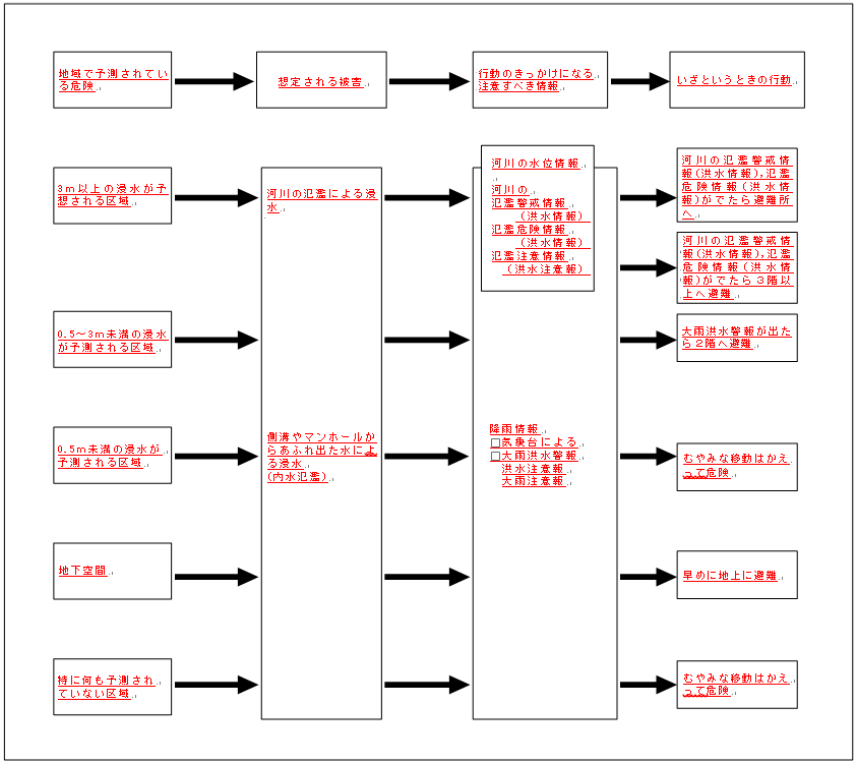 	（削除）	
108	6.4.1　避難準備後，避難を開始する（市民） 市民は，災害発生に備え，速やかに避難の準備を行い，自主防災組織又は自治会，町内会別に組織的に避難する。	6.4.1　避難準備後，避難を開始する（市民） 市民は，災害発生に備え，速やかに避難の準備を行い，気象情報，避難準備情報・勧告・指示の発令情報，災害の状況等に応じて，個々の自主的な判断に基づき，必要な避難行動を取る。	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
108	（避難の準備） ア　避難に際しては，必ず火気，危険物等の始末を完全に行い，電気ブレーカーを切る。 イ　大雨，台風期には，災害に備えて家屋（屋根・雨戸）を補強し，浸水が予想される場合は，家財を２階に移動させる。 ウ　事業所は，浸水その他の被害による油脂類の流失防止，発火しやすい薬品，電気，ガス等の保安措置を講ずる。 エ　避難者は，３日分程度の食料，飲料水（水筒等容器），手拭い等の日用品，懐中電灯，携帯ラジオ，救急薬品等を携行する。 　避難者は，できるだけ氏名票（住所，氏名，年齢，血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。 オ　服装は軽装とするが，素足，無帽は避け，最小限の肌着等の着替えや防寒雨具，さぐり棒を携行する。 カ　貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。 キ　各号のうち，平常時から用意しておける物品等は「非常持出し」と標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。	（削除）	京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕の作成に伴う修正
	（避難開始の時期） ア　本部長，区本部長，消防署長，警察署長名等により，京都市職員，消防吏員，消防団員，警察官等から避難の準備，勧告，指示が伝達されたとき。 イ　避難の準備，勧告，指示が，テレビ，ラジオ等の報道機関を通じて伝達されたとき。 ウ　テレビ，ラジオ等の情報又は付近の浸水状況等から判断して，隣近所の人々と避難することで意見がまとまったとき。 エ　身の危険を感じたとき。 オ　「水害が発生した場合に想定される浸水深に応じて，６．４避難を行う（水害から身を守る行動）を基本に適切に行動する。	（削除）	
	（避難時の注意事項） ア　水害が発生した場合に想定される浸水深に応じて，６．４避難を行う（水害から身を守る行動）を基本に適切に行動する。 イ　自主防災組織又は自治会，町内会等別に組織的に避難する（市民） 　市民の避難行動は，原則として自主防災組織又は自治会，町内会等別に，組織的に行う。 ウ　要配慮者を優先して援護しながら避難する（市民） 　市民は，避難をするに際し，要配慮者を優先して援護しながら避難する。その際，防災関係機関等の協力を得ながら可能な限り戸別訪問を実施するなど，被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。 　⇒　22.1　避難行動要支援者の安否を確認する エ　徒歩により避難する（市民） 　市民の避難は，原則として徒歩による。	（削除）	

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
116	7.5.6　要配慮者に優先的な食事，福祉スペース（福祉避難室）の提供などの対応を行う（区本部，運営協議会） （略） 7.5.8　共同生活に必要なルールを定め徹底を図る（運営協議会） （略） なお，必要なルールを定めるに当たっては，（追加）男女のニーズの違い等に的確に対応し，女性の意見等をより反映するよう努める。 （略） （追加）	7.5.6　要配慮者に優先的な食事，福祉スペース（削除）の提供などの対応を行う（区本部，運営協議会） （略） 7.5.8　共同生活に必要なルールを定め徹底を図る（運営協議会） （略） なお，必要なルールを定めるに当たっては，女性の参画を積極的に推進し，男女のニーズの違い等に的確に対応し，女性の意見等をより反映するよう努める。 （略） ⑸　避難者のペットへの対応 7.5.11　ペットの受入ルール等を定め徹底を図る（運営協議会） ペットを受け入れる避難所において，運営協議会は，当該協議会で定めたペット受入に関するルール等を飼い主である避難者に周知したうえ，飼い主自らが責任を持ってペットを管理するよう徹底する。	字句修正 防災基本計画を踏まえた修正 避難所におけるペット受入体制の推進に伴う修正
117	7.6.1　区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部） 区本部長は，避難所内の要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の避難所（福祉避難室を含む。）（略）	7.6.1　区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部） 区本部長は，避難所内の要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の避難所（福祉スペースを含む。）（略）	字句修正
121	8.1　消防活動の体制を確立する （略）災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局　警防本部を，また，消防署に局警防本部の統制の下に災害活動をする署警防本部を設置するとともに，本部・消防署にそれぞれ（略）	8.1　消防活動の体制を確立する （略）災害活動組織として消防本部に災害活動全般を統括する局警防本部を，また，消防署に局警防本部の統制の下に，管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに，消防本部・消防署にそれぞれ（略）	字句修正
128	9.5.4　防災関係団体等に救護班の派遣を要請する（本部長（保健福祉部長）） 本部長は，京都市立病院に対し必要な対応を指示する。また，京都府を通じ日本赤十字社京都府支部，国公立病院等の救護班の要請を実施するとともに，京都府医師会に対し，「災害医療救護活動に関する協定」に基づく必要な応援を要請する。	9.5.4　防災関係団体等に救護班の派遣を要請する（本部長（保健福祉部長）） 本部長は，京都市立病院に対し必要な対応を指示する。また，京都府を通じ日本赤十字社京都府支部，国公立病院等の救護班の要請を実施するとともに，京都府医師会に対しては「災害医療救護活動に関する協定」，京都府歯科医師会に対しては「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく，それぞれ必要な応援を要請	現在の業務体制に即した修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	（略） 資料３－９－４－１　（略） （追加）	する。 （略） 資料３－９－４－１　（略） 資料３－９－４－２　歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定	資料追加
130	9.8.8　京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部（追加）） （略） 資料３－９－６　京都府及び近隣府県の三次救急医療機関及び臨時ヘリポート	9.8.8　京都市消防ヘリコプターで搬送する（消防部（救急班，航空班，作戦班）） （略） 資料３－９－６　京都府及び近隣府県の災害拠点病院及び活用可能なヘリポート等	資料名称修正
133	10.2.1　緊急交通路を指定する（京都府警察） （略） なお，警察関係機関の交通規制計画は，（略）	10.2.1　緊急交通路を指定する（京都府警察） （略） なお，京都府警察の交通規制計画は，（略）	字句修正
151	14.1.4　浄水機器等の活用を図る（消防部） 消防部は，必要に応じて京都市で備蓄している浄水機器等の活用を図る。 ※　資料３－１４－１　浄水機器等の備蓄状況	（削除）	事業終了のため削除
157	15.4.1　保健師チーム（追加）の派遣要請・派遣調整・活動支援（保健福祉部（追加），区本部） 保健福祉部（追加）は（略） また，保健福祉部（追加），区本部は，派遣保健師チーム（追加）が支援活動できる環境を整え，（略）	15.4.1　保健師チーム等の派遣要請・受入調整・活動支援（保健福祉部保健医療班，区本部） 保健福祉部保健医療班は（略） また，保健福祉部保健医療班，区本部は，派遣保健師チーム等が支援活動できる環境を整え，（略）	字句修正
158	15.4.5　要支援者への支援，処遇調整（保健福祉部（追加），区本部） 避難所における要支援者への必要な支援を行うとともに，状態に応じて，生活スペースの安全確保や福祉避難所等サービスへの利用調整（追加）を行う。	15.4.5　要配慮者への支援，処遇調整（保健福祉部保健医療班，区本部） 避難所における要配慮者への必要な支援を行うとともに，状態に応じて，生活スペースの安全確保や福祉避難所，社会福祉施設への利用調整等を行う。	字句修正
162	16.4.3　環境政策部等に障害物仮置場の設置情報を連絡する（建設部（追加）） 建設部（追加）は，障害物仮置場を設置した場合，速やかに障害物仮置場の場所，規模等の設置情報を環境政策部，オープンスペース調整チームに連絡する。	16.4.3　オープンスペース調整チームに障害物仮置場の設置情報を連絡する（建設部土木事務所班） 建設部土木事務所班は，障害物仮置場を設置した場合，速やかに障害物仮置場の場所，規模等の設置情報をオープンスペース調整チームに報告する。	第３章第28節修正に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	（追加）	⇒28.3　緊急対策用オープンスペースを最優先で利用する ⇒28.4.5　緊急対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する	
	16.4.4　環境政策部と協議し，最適地を選定する（建設部） 建設部は，事前に計画された障害物仮置場だけでは不足する場合，環境政策部と協議し，直ちに最適地を選定する。環境政策部との協議で最適地の選定が困難な場合は，オープンスペース調整チームに選定を要請する。 ⇒　28　オープンスペース利用の調整	16.4.4　オープンスペース調整チームへ要請する（建設部土木事務所班） 建設部土木事務所班は，事前に計画された障害物仮置場だけでは不足する場合，オープンスペース調整チームへ要請する。 ⇒28.4.6　緊急対策用オープンスペースを要請する	
	（追加）	16.4.5　障害物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム） オープンスペース調整チームは，障害物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 ⇒　28.7.2　暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる	
	（追加）	16.4.6　障害物仮置場を指定する（建設部（庶務班，土木管理班）） 建設部（庶務班，土木管理班）は，オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから，障害物仮置場を指定する。 ⇒28.7.3　復興対策用オープンスペースの利用を開始する	
166	17.1.5　災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う（環境政策部（追加）） （略） （災害廃棄物処理計画策定に必要な情報） （略） エ　オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム（行財政部等）） （略） （略）	17.1.5　災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う（環境政策部廃棄物清掃班） （略） （災害廃棄物処理計画策定に必要な情報） （略） エ　オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム（削除）） （略） （略）	第３章第28節修正に伴う修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
167	17.2　災害廃棄物処理計画を策定する ⑴　災害廃棄物処理計画 （略） （追加） 17.2.3　オープンスペース調整チームと協議し，がれき仮置場の指定を行う（環境政策部（追加）） 環境政策部（追加）は，オープンスペース調整チームにおいて協議し，がれき仮置場の指定を行う。 ⇒　28　オープンスペース利用の調整	17.2　災害廃棄物処理計画を策定する ⑴　災害廃棄物処理計画 （略） 17.2.3　災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム） オープンスペース調整チームは，災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 ⇒　28.7.2　暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる 17.2.4　災害廃棄物仮置場を指定する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから，災害廃棄物仮置場を指定する。 ⇒28.7.3　　復興対策用オープンスペースの利用を開始する	第３章第28節修正に伴う修正
168	17.4.4　除去作業の指定業者等にがれき仮置場への搬入を指示する（環境政策部（追加）） がれき仮置場を設置した場合，環境政策部（追加）は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に，がれき仮置場への搬入を指示する。（略） 17.4.5　がれき仮置場から処分地へ搬送する（環境政策部（追加）） 環境政策部（追加）は，関係機関と協議して，がれき仮置場から処分地への搬送を実施する。 （略）	17.4.4　除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する（環境政策部廃棄物清掃班） 災害廃棄物仮置場を設置した場合，環境政策部廃棄物清掃班は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に，災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。（略） 17.4.5　災害廃棄物仮置場から処分地へ搬送する（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部廃棄物清掃班は，関係機関と協議して，災害廃棄物仮置場から処分地への搬送を実施する。 （略）	字句修正
170	17.8.5　建築物の解体に際し，ＰＣＢやアスベスト（追加）による環境汚染を防止する（環境政策部（追加）） （略）	17.8.5　建築物の解体に際し，ＰＣＢやアスベストの飛散・ばく露による環境汚染を防止する（環境政策環境班） （略）	環境省通知（H28.5.23）に基づく修正
191	22.1.4　取り残された避難行動要支援者への対応を行う（自主防災組織等） 自主防災組織等の住民組織は，（略）区本部や区災害ボランティ	22.1.4　取り残された避難行動要支援者への対応を行う（自主防災組織等） 自主防災組織等の住民組織は，（略）区本部や災害ボランティア	区災害ボランティアセンターが設

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>アセンターへの情報提供や協力依頼を行う。</td><td>センターへの情報提供や協力依頼を行う。</td><td>置されないこともあるため</td></tr>
<tr><td>193</td><td>22.3.7　ボランティアセンター等へ災害情報等を提供する（保健福祉部（追加））
保健福祉部（追加）は,各種障害者団体,京都市災害ボランティアセンター・区災害ボランティアセンター等に対して,災害情報等の提供を行う。</td><td>22.3.7　関係各種団体・機関等へ災害情報等を提供する（保健福祉部生活支援班）
保健福祉部生活支援班は,災害ボランティアセンターをはじめ関係各種団体・機関に対して,災害情報等の提供を行う。</td><td>種々の関係団体・機関の協力が必要なため</td></tr>
<tr><td>194</td><td>22.5.3　保健福祉部,区災害ボランティアセンターと連携して要配慮者への対応を行う（区本部）
避難所運営協議会から対応を要請された区本部は,保健福祉部,区災害ボランティアセンター等と連携して要配慮者への対応を行う。</td><td>22.5.3　保健福祉部,災害ボランティアセンターと連携して要配慮者への対応を行う（区本部）
避難所運営協議会から対応を要請された区本部は,保健福祉部,災害ボランティアセンター等と連携して要配慮者への対応を行う。</td><td>22.1.4の修正理由と同じ</td></tr>
<tr><td>195</td><td>22.6.5　区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部，保健福祉部（追加））
区本部長は，避難所内での要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の福祉避難所（福祉避難室を含む。）での生活が困難と認められる方（略）</td><td>22.6.5　区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部，保健福祉部要配慮者支援班）
区本部長は，避難所内での要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，一般の福祉避難所（福祉スペースを含む。）での生活が困難と認められる方（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>204</td><td>25-1.1.3　被害状況を連絡する
京都市復旧連絡系統により，被害状況等を連絡する。
<table>
<tr><td colspan="3">連絡先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">京都支店</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>25-1.1.3　被害状況を連絡する
京都市復旧連絡系統により，被害状況等を連絡する。
<table>
<tr><td colspan="3">連絡先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">京都支社</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>組織改正に伴う修正</td></tr>
<tr><td>207</td><td>25-2.1.8　緊急連絡を行う
（略）　（緊急連絡体制）
<table>
<tr><td colspan="2">連絡先</td><td>担当</td></tr>
<tr><td>平日昼間</td><td>（略）</td><td>京滋導管部企画総務チーム</td></tr>
<tr><td>休日・夜間</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>25-2.1.8　緊急連絡を行う
（略）　（緊急連絡体制）
<table>
<tr><td colspan="2">連絡先</td><td>担当</td></tr>
<tr><td>平日昼間</td><td>（略）</td><td>京滋導管部導管計画チーム</td></tr>
<tr><td>休日・夜間</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>組織改正に伴う修正</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>210</td><td>25-4.1.2　速やかに取水，導水，浄水，配水施設の点検調査を実施する
（上下水道部）
（略）　（施設の点検調査手順）
（略）
エ　<u>そ水</u>施設について，（略）
（略）</td><td>25-4.1.2　速やかに取水，導水，浄水，配水施設の点検調査を実施する
（上下水道部）
（略）　（施設の点検調査手順）
（略）
エ　<u>疏水</u>施設について，（略）
（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>216</td><td>25-5.4.2　道路管理者，警察署，消防部，その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部<u>（追加）</u>）
（略）　（協議内容）
（略）
イ　排水路や河川への緊急排水<u>を行う</u>についての各管理者の承認
ウ　緊急の道路使用・道路掘削についての承認<u>等の各種の取決め</u>
（略）</td><td>25-5.4.2　道路管理者，警察署，消防部，その他地下埋設管企業者等と協議を行う（上下水道部<u>下水道班</u>）
（略）　（協議内容）
（略）
イ　排水路や河川への緊急排水<u>（削除）</u>についての各管理者の承認
ウ　緊急の道路使用・道路掘削についての承認<u>（削除）</u>
（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>217</td><td>25-5.4.6　ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部<u>（追加）</u>）
<u>計画・設計との協議結果に基づき，ポンプ場の本復旧を実施する。</u></td><td>25-5.4.6　ポンプ場の本復旧を実施する（上下水道部<u>下水道班</u>）
<u>上下水道部下水道班は，被害状況に応じて，ポンプ場の本復旧を実施する。</u></td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>224</td><td>26-2.3.5　部外協力要請機関に要請を行う
（部外協力要請機関及び要請分担）
<table><tr><td>部外機関名</td><td>連絡先</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>鉄道警察</u></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>26-2.3.5　部外協力要請機関に要請を行う
（部外協力要請機関及び要請分担）
<table><tr><td>部外機関名</td><td>連絡先</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>鉄道警察隊</u></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>225</td><td>第27節　建築物・住宅確保対策
■基本方針
大規模な災害時には，（略）災害公営住宅建設等により住宅を確保する。
<u>（追加）</u>
また，災害により被災した建築物の余震等による倒壊等から（略）</td><td>第27節　建築物・住宅確保対策
■基本方針
大規模な災害時には，（略）災害公営住宅建設等により住宅を確保する。
<u>応急仮設住宅の運営管理においては，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u>
また，災害により被災した建築物の余震等による倒壊等から（略）</td><td>防災基本計画の内容を反映</td></tr>
</table>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
227	27-1.3.3　行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携し，用地確保の方針を決定する（都市計画部（追加）） 行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携して用地確保の方針を決定する。 27-1.3.4　応急仮設住宅建設用地を選定する（行財政部） 行財政部（オープンスペース調整チーム）は，都市計画部・関係部と連携して，個々の用地について応急仮設住宅用地の選定を行う。 （追加） （追加） （応急仮設住宅用地の選定基準） ア　応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては，原則として公有地，国有地，企業等の民有地の順に選定する。（追加） （略） 27-1.3.5　当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う（行財政部，都市計画部（追加），関係部） 行財政部（オープンスペース調整チーム）は，都市計画部・関係部と連携して，個々の用地について応急仮設住宅の選定のための調整を行う。 27-1.3.6　（略）	27-1.3.3　（削除）用地確保の方針を決定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は，オープンスペース調整チームにおいて協議のうえ，用地確保の方針を決定する。 27-1.3.4　応急仮設住宅建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム） オープンスペース調整チームは，応急仮設住宅用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 ⇒28.7.2　暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる 27-1.3.5　応急仮設住宅建設用地を選定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は，オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから，応急仮設住宅用地を選定する。 ⇒28.7.3　復興対策用オープンスペースの利用を開始する （応急仮設住宅用地の選定基準） ア　応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては，原則として公有地，国有地，企業等の民有地の順に選定する。その際，学校の敷地については，教育活動に十分配慮するものとする。 （略） 27-1.3.6　当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う（（削除）都市計画部住宅班　（削除）） 都市計画部住宅班は，応急仮設住宅用地として選定した個々の用地について，当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う。 27-1.3.7　（略）	第３章第28節修正に伴う修正
227	27-1.4.3　（追加）建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する（都市計画部（追加）） 都市計画部（追加）は，応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう，（追加）建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。	27-1.4.3　京都府を通じて建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する（都市計画部公共建築班） 都市計画部公共建築班は，応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう，京都府を通じて建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。	窓口整理に伴い修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
231	27-2.3.2　災害公営住宅用地を確保する（都市計画部） 災害公営住宅の建設を決定したとき，都市計画部は，行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携して，災害公営住宅の用地を確保する。 （追加） （追加） 27-2.3.3　（略）	27-2.3.2　災害公営住宅用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる（オープンスペース調整チーム） オープンスペース調整チームは，災害公営住宅用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる。 ⇒28.7.2　暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる 27-2.3.3　災害公営住宅用地を選定する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は，オープンスペース調整チームが割り当てたオープンスペースから，災害公営住宅用地を選定する。 ⇒28.7.3　復興対策用オープンスペースの利用を開始する 27-2.3.4　（略）	第３章第28節修正に伴う修正
232	27-3　宅地の応急危険度判定 27-3.1　危険度判定実施本部を設置する （略） （追加） 27-3.1.1　判定実施要否の判断をする（都市計画部（追加）） 都市計画部長は，管内に相当程度の被害があり，危険な被災宅地が発生していると予測されるときは，判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。 （追加）判定を要すると認めたときは，本部長に判定の実施を具申する。 本部長は，判定を要すると判断したときは，直ちに判定実施を決定する。 27-3.1.2　実施本部を設置する（都市計画部（追加）） （略）	27-3　宅地の（削除）危険度判定 27-3.1　危険度判定実施本部を設置する （略） 27-3.1.1　宅地の被害情報を収集する（都市計画部都市景観班） 都市計画部長は，管内に相当程度の被害があり，危険な被災宅地が発生していると予測されるときは，判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。 27-3.1.2　判定実施要否の判断をする（都市計画部都市景観班） （削除） 都市計画部長は，被害情報を収集した結果，判定を要すると認めたときは，本部長に判定の実施を具申する。 本部長は，判定を要すると判断したときは，直ちに判定実施を決定する。 27-3.1.3　実施本部を設置する（都市計画部都市景観班） （略）	実施体制の見直しによる
232	27-3.2　宅地の応急危険度判定を行う 都市計画部は，（略）宅地の応急危険度判定を実施し，（略）住民の安全確保を図る。 27-3.2.1　宅地の被害情報を収集する（都市計画部）	27-3.2　宅地の（削除）危険度判定を行う 都市計画部は，（略）宅地の（削除）危険度判定を実施し，（略）住民の安全確保を図る。 （削除）	字句修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	27-3.2.2　判定実施計画を作成する（都市計画部（追加）） 27-3.2.3　宅地判定士・判定調整員を（追加）受け入れる（都市計画部（追加）） （略） 27-3.2.4　宅地判定士・判定調整員の組織を編成する（都市計画部（追加）） （略） 27-3.2.5　判定を実施する（都市計画部（追加）） （略） 27-3.2.6　判定結果の現地表示，広報をする（都市計画部（追加）） （略） 27-3.2.7　所有者へ協力依頼をする（都市計画部（追加）） （略） 27-3.2.8　判定結果に対する市民等からの相談に応じる（都市計画部（追加）） （略） 27-3.2.9　判定結果を調整・集計し，本部長へ報告する（都市計画部（追加）） （略）	27-3.2.1　判定実施計画を作成する（都市計画部都市景観班） 27-3.2.2　宅地判定士・判定調整員を要請し，受け入れる（都市計画部都市景観班） （略） 27-3.2.3　宅地判定士・判定調整員の組織を編成する（都市計画部都市景観班） （略） 27-3.2.4　判定を実施する（都市計画部都市景観班） （略） 27-3.2.5　判定結果の現地表示，広報をする（都市計画部都市景観班） （略） 27-3.2.6　所有者へ協力依頼をする（都市計画部都市景観班） （略） 27-3.2.7　判定結果に対する市民等からの相談に応じる（都市計画部都市景観班） （略） 27-3.2.8　判定結果を調整・集計し，本部長へ報告する（都市計画部都市景観班） （略）	番号繰上げ
234	■　基本方針 （略）また，復興に向けて，応急仮設住宅の用地や，被災建物の除去に伴うがれき等の仮置場としての需要が発生するなど，（略）	■　基本方針 （略）また，復興に向けて，応急仮設住宅の用地や，災害廃棄物仮置場としての需要が発生するなど，（略）	字句修正
235	28.1.1　オープンスペース調整の準備を行う（行財政部（追加）） 行財政部（追加）は，本部が設置されたときは，事前に指名されたオープンスペース調整チーム（追加）事務局要員を確保し，オープンスペースデータベース（市有地情報やオープンスペース利用計画情報等）を準備する。	28.1.1　オープンスペース調整の準備を行う（行財政部財産用地班） 行財政部財産用地班は，本部が設置されたときは，事前に指名されたオープンスペース調整チーム（以下この節において「調整チーム」という。）の事務局要員を確保し，オープンスペースデータベース（市有地情報やオープンスペース利用計画等）を準備する。	字句修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>（オープンスペース利用計画の内容）
<table><tr><td>第１期「避難対策用」オープンスペース</td><td>ア　地域の集合場所
イ　避難所
ウ　広域避難場所</td></tr><tr><td>第２期「緊急対策用」オープンスペース</td><td>ア　重傷患者の緊急輸送用ヘリポート
イ　救出・救助用の緊急物資の集積基地
ウ　救助隊・救援隊等の救援拠点（派遣自衛隊，緊急消防援助隊，応援警察部隊等）
（追加）
エ　緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場</td></tr><tr><td>第３期「応急・復旧対策用」オープンスペース</td><td>ア　被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地
イ　ライフライン等の復旧に伴う資材，車両等の復旧拠点（電気，ガス，電信電話，上水道，下水道，鉄道，道路等）</td></tr><tr><td>第４期「復興対策用」オープンスペース</td><td>ア　被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場
イ　応急仮設住宅等建設用地</td></tr><tr><td>第５期「復興拠点用」オープンスペース</td><td>ア　市街地整備用地
イ　災害公営住宅用地
ウ　復興用資材置場</td></tr></table></td><td>（オープンスペース利用計画の内容）
<table><tr><td>（削除）「緊急対策用」オープンスペース</td><td>ア　重傷患者の緊急輸送用ヘリポート
イ　救出・救助用の緊急物資の集積基地
ウ　救助隊・救援隊等の救援拠点（派遣自衛隊，緊急消防援助隊，応援警察部隊等）
エ　拠点救護所
オ　緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場</td></tr><tr><td>（削除）「避難対策用」オープンスペース</td><td>（削除）
ア　避難所
イ　広域避難場所</td></tr><tr><td>（削除）「応急・復旧対策用」オープンスペース</td><td>ア　物資集積・搬送拠点
イ　ライフライン等の復旧に伴う資材，車両等の復旧拠点（電気，ガス，電信電話，上水道，下水道，鉄道，道路等）</td></tr><tr><td>（削除）「復興対策用」オープンスペース</td><td>ア　災害廃棄物仮置場
イ　応急仮設住宅等建設用地</td></tr><tr><td>（削除）「復興拠点用」オープンスペース</td><td>ア　市街地整備用地
イ　災害公営住宅用地
ウ　復興用資材置場</td></tr></table></td><td>明確に時期を分けることができないため削除

体制見直しによる修正

字句修正</td></tr>
<tr><td>235</td><td>28.1.2　オープンスペース調整チーム要員を本部事務局に派遣する（行財政部（追加））
行財政部（追加）は，本部が設置されたときは，オープンスペースの調整に必要な資機材を整え，オープンスペース調整チーム事務局要員を本部に派遣する。
28.1.3　オープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる（行財政部（追加），本部事務局）
行財政部（追加）から派遣されたオープンスペース調整チーム事務局要員は，本部事務局と連携してオープンスペースデータベースの活用が可能なようにオープンスペース調整チーム事務局を</td><td>28.1.2　調整チーム事務局要員を本部事務局に派遣する（行財政部財産用地班）
行財政部財産用地班は，本部が設置されたときは，オープンスペースの調整に必要な資機材を整え，調整チーム事務局要員を本部事務局に派遣する。
28.1.3　調整チーム事務局を立ち上げる（行財政部財産用地班，本部事務局）
行財政部財産用地班から派遣された調整チームの事務局要員は，本部事務局と連携してオープンスペースデータベースの活用が可能なように調整チーム事務局（以下この節において「調整事</td><td>字句修正</td></tr>
</table>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>立ち上げる。
28.1.4　関係部，関係機関によりオープンスペース調整チームを構成する（行財政部，本部事務局，関係部）
オープンスペース調整チームは，必要に応じて下記の関係部局や国，京都府，自衛隊，ライフライン事業者等の関係機関との連携を図る。
（オープンスペース調整チーム関係部等の構成）
<table>
<tr><td colspan="2">オープンスペースの管理者</td><td>文化市民部，建設部，教育部，上下水道部，交通部，京都市土地開発公社，京都府等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">オープンスペースの利用者</td><td>避難対策用</td><td>区本部，消防部等</td></tr>
<tr><td>緊急対策用</td><td>環境政策部，保健福祉部，建設部，消防部，自衛隊，京都府警察本部等</td></tr>
<tr><td>応急・復旧，復興対策用</td><td>環境政策部，都市計画部，建設部，上下水道部，交通部，道路管理者，ライフライン事業者，交通事業者等</td></tr>
</table>
28.2　オープンスペースの利用状況を把握する
28.2.1　区本部から避難対策用オープンスペースの状況を入手する（行財政部，本部事務局）
オープンスペース調整チーム事務局は，区本部から避難対策用オープンスペースの状況（避難施設の開設状況，避難者の状況等）を入手する。
⇒　6.6.5　区本部に急報する
28.2.2　関係部，関係機関から緊急対策用オープンスペースの状況を把握する（行財政部，本部事務局）
オープンスペース調整チーム事務局は，関係部，関係機関から，緊急対策用オープンスペースの状況を把握する。
28.2.3　航空調査等を実施し，土地利用を把握する（行財政部，本部事務局）</td>
<td>務局」という。）を立ち上げる。
28.1.4　調整チームを構成する
調整チームは，下表のとおり構成し，必要に応じ，国，京都府，自衛隊，ライフライン事業者等の関係機関も加えるものとする。
（調整チームの構成）
<table>
<tr><td colspan="2">事務局</td><td>調整事務局（本部事務局，行財政部財産用地班）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部応急医療班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部本部室班，関係部，関係機関等</td></tr>
<tr><td>避難対策用</td><td>区本部，関係部，関係機関等</td></tr>
<tr><td>応急・復旧用</td><td>文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等</td></tr>
<tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr>
<tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班，関係部，関係機関等</td></tr>
</table>
28.2　オープンスペースデータベースを随時更新する
28.2.1　航空調査等を実施し，オープンスペースの現況を把握する（調整事務局）
調整事務局は，オープンスペースデータベースに基づき航空調査等を実施し，災害発生後のオープンスペースの状況を把握する。
28.2.2　オープンスペースデータベースを更新する（調整事務局）
調整事務局は，オープンスペースに係る航空調査，利用状況等の情報を基に，オープンスペースの現況と事前に定められたオープンスペースデータベースとを照合のうえ，災害発生後におけるオープンスペースの利用の可否を整理し，オープンスペースデータベースを随時更新する。
28.2.3　オープンスペースデータベースを提供する（調整事務局）
調整事務局は，更新したオープンスペースデータベースを関</td>
<td>オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正

データベースの更新，提供について内容整理</td>
</tr>
</table>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	オープンスペース調整チーム事務局は，あらかじめ定められているオープンスペース事前利用計画に基づき，航空調査等を実施して土地利用の現況を把握し，オープンスペース調整チームに報告する。 28.2.4　緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部，関係機関に指示する（行財政部，本部事務局） オープンスペース調整チーム事務局は，オープンスペースデータベースに基づき，緊急対策用オープンスペースの積極的な活用を関係部，関係機関に指示する。	係部，関係機関へ提供する。	
	28.3　オープンスペースデータベースを更新する 28.3.1　オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する（各部，区本部） 各部，各区本部は，オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する。 28.3.2　オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する（各部，区本部） 各部，各区本部は，オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する。 28.3.3　オープンスペースデータベースを提供する（行財政部） オープンスペース調整チーム事務局は，災害後のオープンスペースの利用に関する情報を迅速に整理するとともに，オープンスペースデータベースとして各部，各区本部，関係機関へ提供し，利用の徹底を図る。	28.3　緊急対策用オープンスペースを最優先で利用する 28.3.1　最優先で緊急対策用オープンスペースを利用する（保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊） 人命の確保，二次災害拡大防止，道路啓開のため使用する緊急対策用オープンスペースは，利用の需要が発生した場合，迅速な対応が必要となるため，保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊は，事前に定める利用計画により，最優先でオープンスペースを利用する。 ⇒9.4　　拠点救護所を設置する ⇒10.3　　緊急ヘリポートを確保する ⇒16.4.2　事前の計画に基づき障害物仮置場を開設する	緊急対策用オープンスペースは最優先で利用するため
	28.4　避難対策用オープンスペース利用計画を調整する 28.4.1　周辺の避難所等の状況を報告する（区本部） 区本部は，緊急対策用，応急・復旧対策用，復興対策用に計画されているオープンスペースが避難施設として活用されている場合，本部に周辺の避難所の入所状況や周辺の臨時の避難所への入所の可否を報告する。	28.4　調整チームにおいて，緊急対策用オープンスペースの利用を最優先で調整する 28.4.1　緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部，関係機関に指示する（調整事務局） 調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベースに基づき，緊急対策用オープンスペースの積極的な活用を関係部，	緊急対策用オープンスペースは最優先で利用するため

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	28.4.2　避難対策用オープンスペースの利用期間を調整する（行財政部，本部事務局） 　オープンスペース調整チーム事務局は，これらのオープンスペースに対し周辺の避難所の入所状況を基に，必要に応じオープンスペース調整チームと協議し，避難対策用オープンスペースとしての利用期間を調整する。	関係機関に指示する。 28.4.2　調整を行う（調整事務局，保健福祉部応急医療班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部本部室班，京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等） 　調整チームにおける，保健福祉部応急医療班，建設部（庶務班，土木管理班），消防部本部室班，京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等（以下 28.4 において「調整チーム（緊急対策用）」という。），調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，個々の緊急対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 　⇒28.4　オープンスペースデータベースを随時更新するる 28.4.3　暫定的に緊急対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局） 　調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（緊急対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の緊急対策用オープンスペースを割り当てる。 28.4.4　緊急対策用オープンスペースの利用を開始する（保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等） 　調整チーム（緊急対策用）を通じ暫定的に緊急対策用オープンスペースを割り当てられた，保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等は，割り当てられた緊急対策用オープンスペースについて，個々に可否を調査，検討のうえ利用を決定，開始する。 28.4.5　緊急対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（緊急対策用）） 　調整チーム（緊急対策用）は，保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関等による緊急対策用オー	オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
		プンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.4.6　緊急対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（緊急対策用）） 調整チーム（緊急対策用）は，保健福祉部応急医療班，建設部土木事務所班，消防部（消防救助班，航空班，調整班，救急班），京都府警察，自衛隊，関係部，関係機関が緊急対策を実施するに当たり，更にオープンスペースが必要となった場合，調整事務局へ要請する。 28.4.7　緊急対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（緊急対策用）） 調整チーム（緊急対策用）は，緊急対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。	
	28.5　緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する 28.5.1　最優先でオープンスペースの利用を図る（建設部，消防部，京都府警察，自衛隊） 消防部，建設部，京都府警察，自衛隊等が人命の確保，二次災害拡大防止，道路啓開のため使用する緊急対策用オープンスペースは，災害発生後利用の需要が発生した場合，迅速な対応が必要となるため，事前に定める利用計画により最優先でオープンスペースの利用を図る。 28.5.2　緊急対策用オープンスペースの確保を要請する（消防部，建設部，京都府警察，自衛隊） 消防部，建設部，京都府警察，自衛隊は，緊急対策を実施するに当たり，緊急対策用オープンスペースが事前に定める計画では不足する場合，オープンスペース調整チームへその確保を要請する。 28.5.3　オープンスペース調整チームと調整を行う（行財政部，本部事務局，消防部，建設部，京都府警察，自衛隊） 消防部，建設部，京都府警察，自衛隊は，オープンスペース調整チームを構成し，緊急対策用オープンスペース確保の調整を行	28.5　調整チームにおいて，避難対策用オープンスペースの利用を調整する 28.5.1　避難所の開設状況，避難者の状況等について，調整事務局へ報告する（調整チーム（区本部）） 区本部は，避難所の開設状況，避難者の状況等について調整事務局へ報告する。 28.5.2　調整を行う（調整チーム（調整事務局，区本部，関係部，関係機関等）） 調整チームにおける，区本部，関係部，関係機関等（以下 28.5 において「調整チーム（避難対策用）」という。），調整事務局は，更新するオープンスペースデータベースを活用して，個々の避難対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 ⇒28.4　オープンスペースデータベースを随時更新する 28.5.3　暫定的に避難対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局） 調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（避難対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の避難対策用オー	オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	う。	プンスペースを割り当てる。 28.5.4　避難対策用オープンスペースの利用を開始する（区本部，関係部，関係機関等） 調整チーム（避難対策用）を通じ暫定的に避難対策用オープンスペースを割り当てられた，区本部，関係部，関係機関等は，割り当てられた避難対策用オープンスペースについて，個々に可否を調査，検討のうえ利用を決定，開始する。 28.5.5　避難対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（避難対策用）） 調整チーム（避難対策用）は，区本部，関係部，関係機関等による避難対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.5.6　避難対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（避難対策用）） 調整チーム（避難対策用）は，区本部，関係部，関係機関等が避難対策を実施するに当たり，更にオープンスペースが必要となった場合，調整事務局へ要請する。 28.5.7　避難対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（避難対策用）） 調整チーム（避難対策用）は，避難対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。	
	28.6　応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する 28.6.1　応急・復旧対策用オープンスペースの確保を要請する（各部，関係機関等） 各部，関係機関等は，物資集積・搬送拠点や区の防災拠点となる避難所の利用が事前の計画だけで対応できなくなった場合，復旧作業等に必要な資機材・車両等の配置や期間等が事前の計画では対応できない場合等，オープンスペースが必要になった場合は，オープンスペース調整チームに確保を要請する。	28.6　調整チームにおいて，応急・復旧対策用オープンスペースの利用を調整する 28.6.1　調整を行う（調整チーム（調整事務局，文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等）） 調整チームにおける，文化市民部庶務班，建設部（庶務班，土木管理班），上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等（以下 28.6 において「調整チーム（応急・復旧対策用）」という。），調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベー	オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	28.6.2　オープンスペース調整チームと調整を行う（各部，関係機関等） 要請した各部，関係機関等は，オープンスペース調整チームを構成し，時系列的に調達物資，救援物資等の増大によるオープンスペースの利用が長期化することも考慮して利用計画を調整する。 調整に当たっては，オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。	スを活用して，応急・復旧対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 ⇒28.4　オープンスペースデータベースを随時更新する 28.6.2　暫定的に応急・復旧対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局） 調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（応急・復旧対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の応急・復旧対策用オープンスペースを割り当てる。 28.6.3　応急・復旧対策用オープンスペースの利用を開始する（文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等） 調整チーム（応急・復旧対策用）を通じ暫定的に応急・復旧対策用オープンスペースを割り当てられた，文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等は，割り当てられた応急・復旧対策用オープンスペースについて，個々に可否を調査，検討のうえ利用を決定，開始する。 28.6.4　応急・復旧対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（応急・復旧対策用）） 調整チーム（応急・復旧対策用）は，文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等による応急・復旧対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.6.5　応急・復旧対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（応急・復旧対策用）） 調整チーム（応急・復旧対策用）は，文化市民部庶務班，建設部土木事務所班，上下水道部総務班，交通部庶務班，関係部，関係機関等が応急・復旧対策を実施するに当たり，更にオープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。 28.6.6　応急・復旧対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ	

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
		報告する（調整チーム（応急・復旧対策用）） 　調整チーム（応急・復旧対策用）は，応急・復旧対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。	
	28.7　復興対策用オープンスペース利用計画を調整する 28.7.1　復興対策用オープンスペースの確保を要請する（環境政策部，都市計画部） 　ア　環境政策部は，事前に計画されたがれきの仮置場だけでは不足する場合は，オープンスペース調整チームにがれき仮置場の確保を要請する。 ⇒　17.2.3　オープンスペース調整チームと協議し，がれき仮置場の指定を行う 　イ　都市計画部は，本部長から災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の指示があり，事前に計画された応急仮設住宅用地だけでは不足する場合は，オープンスペース調整チームへ応急仮設住宅用地の確保を要請する。 ⇒　27-1.3.3　行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携し，用地確保の方針を決定する 28.7.2　オープンスペース調整チームと調整を行う（行財政部，本部事務局，環境政策部，都市計画部） 　環境政策部，都市計画部は，オープンスペース調整チームを構成して，がれき仮置場の指定計画の調整，応急仮設住宅用地の利用計画の調整を行う。 　調整に当たっては，オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。	28.7　調整チームにおいて，復興対策用オープンスペースの利用を調整する 28.7.1　調整を行う（調整チーム（調整事務局，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等）） 　調整チームにおける，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等（以下 28.7 において「調整チーム（復興対策用）」という。），調整事務局は，随時更新するオープンスペースデータベースを活用して，復興対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 ⇒28.4　オープンスペースデータベースを随時更新する 28.7.2　暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる（調整事務局） 　調整事務局は，調整結果を基に，調整チーム（復興対策用）のうち利用を希望する部等に対し，暫定的に個々の復興対策用オープンスペースを割り当てる。 ⇒17.2.3　　災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる 27-1.3.4　応急仮設住宅建設用地として暫定的にオープンスペースを割り当てる 28.7.3　復興対策用オープンスペースの利用を開始する（環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等） 　調整チーム（復興対策用）を通じ暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てられた，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等は，割り当てられた復興対策用オープンスペースについて，個々に利用の可否を調査，検討のうえ，利用を開始する。	オープンスペース調整チームに係る体制の見直しに伴う修正

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⇒17.2.4　　災害廃棄物仮置場を指定する
27-1.3.5　応急仮設住宅建設用地を選定する
28.7.4　復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用））
調整チーム（復興対策用）は，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等による復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。
28.7.5　復興対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（復興対策用））
調整チーム（復興対策用）は，環境政策部廃棄物清掃班，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等が復興対策を実施するに当たり，更に復興対策用オープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。
28.7.6　復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用））
調整チーム（復興対策用）は，復興対策用オープンスペースの利用が終了した場合は，直ちに調整事務局へ報告する。</td><td></td></tr>
<tr><td>239</td><td>29.1.1　緊急速報メールや防災ポータルサイトなどにより，身の安全の確保と一斉帰宅の抑制を呼び掛ける（本部事務局）</td><td>29.1.1　身の安全の確保と一斉帰宅の抑制（本部事務局）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>242</td><td>30.1.3　水災警防本部等を設置する（消防部，消防団）
消防部は，必要に応じて消防局本部・消防署に組織されて（略）</td><td>30.1.3　水災警防本部等を設置する（消防部，消防団）
消防部は，必要に応じて消防本部・消防署に組織されて（略）</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>244</td><td>⑶　国土交通省が行う水防警報
（国土交通省の水防警報指定河川）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="3">近畿地方整備局
淀川河川事務所長</td></tr><tr><td>支川木津川</td><td>左右岸　相楽郡南山城村地内（三重県境）
から幹川合流点まで</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>⑶　国土交通省が行う水防警報
（国土交通省の水防警報指定河川）
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="3">近畿地方整備局
淀川河川事務所長</td></tr><tr><td>支川木津川</td><td>左岸　相楽郡笠置町大字笠置小字浜 38
右岸　相楽郡笠置町大字笠置小字西通 74-1
から幹川合流点まで</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>淀川河川事務所の所管する範囲に準拠</td></tr>
</table>

資料３－２

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

<table>
<tr><th>頁</th><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td>247</td><td>⑸　京都府が行う水防警報等
（水防警報を実施する対象水位観測所等）
<table>
<tr><th>河 川 名</th><th>観測所</th><th>所在地</th><th>水防団
待機水位</th><th>氾濫
注意水位</th><th>避難判
断水位</th><th>氾濫
危険水位</th><th>堤防高</th></tr>
<tr><td>鴨川・
高野川</td><td>荒神橋</td><td>左京区吉田河原町 14 番地先</td><td>0.80</td><td>1.60</td><td>2.30</td><td>2.50</td><td>5.60</td></tr>
<tr><td>桂川
（周山）</td><td>周山</td><td>右京区京北周山町</td><td>2.50</td><td>4.00</td><td>4.70</td><td>5.50</td><td>6.25</td></tr>
<tr><td>山科川</td><td>勧修寺</td><td>山科区勧修寺東出町</td><td>1.20</td><td>2.20</td><td>2.40</td><td>3.40</td><td>5.28</td></tr>
<tr><td>天神川</td><td>西院</td><td>右京区西院東貝川町</td><td>1.80</td><td>2.50</td><td>―</td><td>―</td><td>5.80</td></tr>
<tr><td>弓削川</td><td>五本松</td><td>右京区京北五本松町セバトロ</td><td>1.30</td><td>2.40</td><td>2.80</td><td>3.30</td><td>6.74</td></tr>
<tr><td>西高瀬川</td><td>稲村橋</td><td>南区上鳥羽北戒光町</td><td>1.90</td><td>2.40</td><td>－</td><td>－</td><td>5.91</td></tr>
<tr><td>小畑川</td><td>大原野</td><td>西京区大原野上里紅葉町</td><td>1.30</td><td>2.20</td><td>2.60</td><td>3.30</td><td>5.74</td></tr>
<tr><td>古川</td><td>佐古</td><td>久御山町佐古外屋敷</td><td>1.80</td><td>2.20</td><td>－</td><td>－</td><td>5.30</td></tr>
</table></td><td>⑸　京都府が行う水防警報等
（水防警報を実施する対象水位観測所等）
<table>
<tr><th>河 川 名</th><th>観測所</th><th>所在地</th><th>水防団
待機水位</th><th>氾濫
注意水位</th><th>避難判
断水位</th><th>氾濫
危険水位</th><th>堤防高</th></tr>
<tr><td>鴨川・
高野川</td><td>荒神橋</td><td>左京区吉田河原町 14 番地先</td><td>0.80</td><td>1.60</td><td>1.90</td><td>2.30</td><td>5.60</td></tr>
<tr><td>桂川
（周山）</td><td>周山</td><td>右京区京北周山町</td><td>2.50</td><td>4.00</td><td>4.00</td><td>4.70</td><td>6.25</td></tr>
<tr><td>山科川</td><td>勧修寺</td><td>山科区勧修寺東出町</td><td>1.20</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.40</td><td>5.28</td></tr>
<tr><td>天神川</td><td>西院</td><td>右京区西院東貝川町</td><td>1.80</td><td>2.50</td><td>2.50</td><td>3.20</td><td>5.80</td></tr>
<tr><td>弓削川</td><td>五本松</td><td>右京区京北五本松町セバトロ</td><td>1.30</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.80</td><td>6.74</td></tr>
<tr><td>西高瀬川</td><td>稲村橋</td><td>南区上鳥羽北戒光町</td><td>1.90</td><td>2.40</td><td>－</td><td>－</td><td>5.91</td></tr>
<tr><td>小畑川</td><td>大原野</td><td>西京区大原野上里紅葉町</td><td>1.30</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td>2.60</td><td>5.74</td></tr>
<tr><td>古川</td><td>佐古</td><td>久御山町佐古外屋敷</td><td>1.80</td><td>2.20</td><td>－</td><td>－</td><td>5.30</td></tr>
</table></td><td>河川管理者による基準水位の変更に伴う修正</td></tr>
<tr><td>249</td><td>30.4.2　他市町村への水防応援を行う（消防部）
（略）あらかじめ相互間に応援協定がある場合を除き，消防隊等（消防分団を含む。）の出動については，水防管理者としての市長特命による。</td><td>30.4.2　他市町村への水防応援を行う（消防部）
（略）あらかじめ相互間に応援協定がある場合を除き，消防隊等（（削除）分団を含む。）の出動については，水防管理者としての市長特命による。</td><td>字句修正</td></tr>
<tr><td>267</td><td>2.4　日本郵政グループの援護対策等を行う（郵便事業株式会社，郵便局株式会社）
2.4.1　日本郵政グループの（追加）援護対策等を行う
郵便事業株式会社は，災害が発生した場合，公衆の被災状況や被災地の実情に応じて郵政事業に関する災害特別事務取扱いや援護対策を実施する。
なお，郵便局株式会社は，災害が発生した場合，郵便事業株式会社，株式会社ゆうちょ銀行，かんぽ生命保険株式会社からの通知に基づき，郵便局において，郵便業務，貯金業務，保険業務に関する災害特別事務取扱いや援護対策を実施する。</td><td>2.4　日本郵便株式会社の援護対策等を行う（削除）
2.4.1　日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い及び援護対策（削除）を行う
日本郵便株式会社は，災害救助法が適用となった地方公共団体の被災状況及び被災地の実情に応じて（削除）災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
（削除）</td><td>会社統合に伴う修正</td></tr>
</table>

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（一般災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
	（郵政事業計画） ＜郵便事業株式会社＞ ア　郵便物の送達の確保 （追加）災害の（追加）規模に応じて，運送又は集配の経路若しくは方法の変更，郵便物の区分方法の変更，臨時運送便又は臨時収集便の開設等機宜の応急措置を講じ，郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図る。 （略） エ　被災地宛て救助用郵便物の料金免除 郵便法第 19 条及び郵便法施行規則第 4 条（追加）に基づき，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ＜郵便局株式会社＞ （追加）　郵便局窓口業務の維持 被災地により業務継続が不能となった郵便局について，仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じ，郵便局の窓口業務の維持を図る。	（日本郵便株式会社防災業務計画） （削除） ア　郵便物の送達の確保 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため，災害の態様及び規模に応じて，運送又は集配の経路若しくは方法の変更，郵便物の区分方法の変更，臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じ（削除）る。 （略） エ　被災地宛て救助用郵便物の料金免除 郵便法第 19 条（削除）の規定に基づき，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 （削除） オ　郵便局窓口業務の維持 被災地により業務継続が不能となった郵便局について，仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開，臨時窓口の開設，窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じ，郵便局の窓口業務の維持を図る。	